

第1章 基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本市では平成9年3月に新しい基本構想を策定した。新基本構想は、超高齢社会や人口減少時代の到来、地球規模の環境や資源の問題の広がり、本格的な地球的交流の進展、価値観や地域社会の変化など、今後半世紀の間に想定される様々な変化を乗り越え、将来にわたって市民が希望を抱ける、21世紀を切り開く仙台を創造するための指針である。市民主体の創造的な都市づくりを基調に据え、21世紀中葉に到達すべき都市像を次のように定め、それらが調和・融合した「21世紀都市・仙台」をめざしている。

- ・やさしさと健やかさに満ちた市民のまち・仙台 — やすらぐまち —
- ・地球環境時代を先導する悠久の杜の都・仙台 — うるおう杜 —
- ・地球的交流時代の要となる新しい中枢都市・仙台 — にぎわう都 —
- ・未来を創造する世界の学都・仙台 — かがやく人 —

この基本計画は、基本構想が指し示す超長期の都市づくりの目標と基本理念に基づき、基本構想に定める都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として定める。

2 計画の位置づけ

基本構想がめざす21世紀中葉までの半世紀の中で、20世紀から21世紀にまたがる今後の十数年間は、社会や経済の基本構造にかかわる変化の激しい時期となり、都市づくりの変革が厳しく求められる時期となると想定される。

基本計画ではこの時期に当たる平成10年度（1998年度）から平成22年度（2010年度）までの13年間を計画期間とし、「21世紀都市・仙台」の枠組みを構築する時期と位置づけて、そのために取り組むべき施策をまとめる。

なお、基本計画は次のような構成によってとりまとめる。

- ・計画全体にかかわる基本的事項を示す「基本的考え方」
- ・都市空間形成の基本的考え方を示す「都市空間形成の枠組み」

- ・基本構想が定める4つの都市像ごとに施策の基本方向を示す「施策展開の基本方向」
- ・都市像ごとに施策の体系と施策を示す「分野別計画」
- ・市民に身近な地域の将来像と施策を示す「区別計画」
- ・新しい都市づくりを進める手法を示す「都市経営」

3 計画の課題

この計画期間内において、我が国の人口は減少に転じ、高齢社会が本格化すると予測されている。経済環境も当面厳しさが続くものと見込まれ、人口、経済や財政いずれも右肩上がりの成長が期待しがたい成熟社会を迎えようとしている。次の世代が夢を持ち得る社会をつくりだし未来に引き継ぐためには、過去の延長線上ではとらえられないこれらの潮流を直視し、様々な仕組みの改革が求められる。

本市の人口も、21世紀中葉までには成長のピークを迎える可能性があるが、この計画期間においては堅調な増加が続くと想定される。この貴重な都市の成長期を大切に、次に到来する時代状況に備えて、既成の都市づくりを見直し、成熟社会にふさわしい都市や市民生活のあり方を構築するとともに、新世紀を切り開く都市の活力と魅力をつくりだす土壌づくりを進める必要がある。

1) 21世紀型都市への再構築

高齢・少子社会に対応する安全で安心できる地域づくり、地球的視点を持って環境や資源の制約の時代に対応する循環型の都市生活への転換、交通、環境などの質を重視した効率的な都市の器づくり、地方分権時代にふさわしい都市経営の確立など、成熟社会へと転換する時代の大きな潮流に柔軟かつ的確に対応した都市の再構築が図られなければならない。

2) 仙台の新しい成長をつくりだす基盤づくり

豊かな緑に包まれた美しい杜の都の創造、仙台と東北の自立を支える国際交流拠点機能の集積や新産業の振興、アジアの知的拠点としての創造性豊かな学都の形成など、未来からの視点に立ち、次の世代に引き継がれ、都市の新しい活力と魅力として結実していく基盤づくりが図られなければならない。

4 計画推進の主体 —市民と行政の協働による都市づくり—

この計画は、行政のみならず、市民、企業を含めた都市づくりの多様な主体がかかわる

べき総合性を有する計画として構成する。

新しい仙台を創造する都市づくりの全体像は、市民・企業・行政の役割分担に基づく協働と連携なしには、描き得ない。地域社会の課題については地域が責任と権限を持って解決していくという地方分権の思想に立脚し、個性ある都市をつくり出すため、創造と選択を基調に様々な主体が柔軟に連携する都市の経営が求められる。

市民は都市の質を決めていく主体として積極的に都市づくりにかかわり、行政は行財政改革により自己改革を進めながら市民との信頼関係を築き、市民の力を生かし、市民とともに考え、行動していく、協働の都市づくりを前提として、この計画を策定する。

5 計画の視点

計画期間に取り組むべき施策を定めるに当たり、基本構想の理念を踏まえて以下の基本的視点を重視する。

1) 共生の風土づくり

高齢者や子ども、障害者、男性と女性、外国人など、都市に生活する多様な主体は基本的に対等であり、すべての市民が互いの個性と多様性を認め合い、柔軟に支え合いながら自己実現を図り、ともに生きていく共生の理念に基づく社会をめざす。

2) 持続的発展が可能な都市づくり

都市における活動が、地球環境に対する負担となり、ひいては将来世代への禍根とならないよう十分配慮し、個人の生活スタイルから都市の構造、社会全体のシステムに至るまでの見直しを行い、自然と共生し環境への負荷を最小限にするような持続的発展が可能な都市をめざす。

3) 暮らしやすく、動きやすい都市構造の形成

都市の活力は、人々が集まり、交流し、様々な活動が行われることによって生みだされる。人々が自由で活発に活動できるよう、条件を整えていくことが必要であり、軌道系交通機関を基軸とする利便性の高い交通体系に基づく都市構造の形成をめざす。

4) 都市の創造力のかん養

量的拡大の時代が終わり、これからの成熟の時代を支える知恵や、さらに次の時代に向けて新たな可能性を切り開く独創性が強く求められ、また、本格的な地球的交流時代の中で、地球的視点で都市の独自性が求められてくる。それらの基礎となる創造力の豊かさを重要な都市の資源として位置づけ、学都の蓄積を生かしながら、そのかん養を積

極的に進めていく。

5) 東北の中の仙台の役割

東北と中央をつなぐ中継的な機能を超えて、成熟時代と地球的な競争と連携時代の東北全体の発展に貢献し、また、広域規模で芸術、スポーツ、商業、アミューズメントなどの高次な都市文化、教育や医療・福祉の機能を担う、世界性や自立性を有する新しい中枢機能の集積をめざす。

6) 広域生活圏の課題への取り組み

人々の日常的な交流が広域化し、仙台の生活圏は仙台都市圏からさらにそれを超えて広がるとともに、圏内のつながりを強めている。予想される人口増に対応する土地利用や交通のあり方を含め、共通する市民生活の課題に対しては、生活圏を一つの共同体としてとらえた課題解決や施策の推進を図る。

6 計画の基本指標

1) 人口（夜間人口）

・本市の人口（夜間人口）は、計画期間中、年率1%弱の伸びで増加し、平成22年（2010年）においては平成7年（1995年）より15万人多い112万1千人に達する。

なお、少子化傾向が続くとすれば、平成22年以降に人口（夜間人口）の伸びは鈍化し、21世紀中葉までに緩やかな減少に転ずる可能性がある。

・高齢化、少子化の進展によって、高齢者人口の比率は平成7年の11%から平成22年には16%に上昇する。

なお、高齢者人口の比率は、平成22年以降に急速に高まり、平成30年代の初めには20%台に達すると見込まれる。

・生産年齢人口の比率は73%から67%に低下する。この中で、本市の特徴である学生などの若年層を中心とする活発な人口の移動は、今後とも続くことが見込まれる。

2) 人口（都市圏人口、昼間人口、交流人口）

・仙台都市圏の人口は、平成22年には、平成7年よりも22万人多い160万2千人に達する。

・それとともに、通勤・通学者を含む本市の人口（昼間人口）は、平成7年よりも15万8千人多い121万8千人に達する。

・なお、仙台都市圏の人口は、平成30年代にピークを迎え、減少傾向に向かう可能性が

あり、また、東北地域（東北6県及び新潟県）の人口は、平成12年（2000年）ごろから減少に向かうと想定される。しかし、広域交流の拡大によって、消費、余暇、観光、業務などによる訪問者と滞在者を加えた本市の人口（交流人口）は、さらに増加が見込まれる。

3) 従業者数

- ・本市の全従業者数は、平成22年には、平成7年より8万2千人多い63万1千人になると見込まれる。
- ・第1次産業については、主としてこれに従事する従業者数は平成7年より2千人減少し、5千人になると見込まれるが、生産性の向上さらには多数の兼業従事者の存在により、生産力の保持が見込まれる。
- ・第2次産業については、平成7年より3千人増加し、11万人になると見込まれる。
- ・第3次産業については、引き続いて増勢が見込まれ、平成7年から8万1千人増加し、51万6千人になると想定される。これによって、全従業者数に占める第3次産業の割合は79%から82%に上昇する。

第2章 都市空間形成の枠組み

1 都市空間形成の基本方向

・奥羽山系から連なる豊かな緑，市街地内を貫通する河川，恵み豊かな田園，都心を取り囲む緑地や公園など，自然と市街地が調和する杜の都の基本構造を次の世代に引き継ぐとともに，より一層緑豊かで魅力的な杜の都を創造していく。

・長期的な人口動態も視野に入れた都市資産の有効活用，交通基盤整備との整合と都市機能の集積による都市的な魅力や活力をつくることを重視し，自動車交通依存による外延的拡大型の市街地形成から，軌道系交通機関を基軸としたまとまりのある集約型の市街地形成への転換を図る。

2 土地利用の基本方針

都市空間形成の基礎となる土地利用については，以下の区分を基本方針として進めていく。

1) 自然環境ゾーン

・貴重な自然資源のある自然公園法，宮城県自然環境保全条例などの対象地域，水源保全などに特に配慮すべき地域である水道水源流域と河川源流地域などを「自然環境ゾーン」とする。

・このゾーンにおいては，自然環境の保護・保全と農地の保全を図ることとし，集落などの生活環境の向上，自然とのふれあいの場づくりなどの必要不可欠な施設整備に際しては，自然環境との調和に最大限配慮するものとする。

2) 田園・緑地ゾーン

・「自然環境ゾーン」と「市街地ゾーン」の中間に位置し，主に農地，里山など二次的な自然や生産のための緑地によって形成される地域を「田園・緑地ゾーン」とする。

・このゾーンにおいては，優れた自然性を有し，あるいは防災や景観形成上貴重な森林，河川，池沼，湿地などは一体的な保全に努め，特に奥羽山系から市街地周辺の緑地をつなぐ西部丘陵では，緑の連続性の確保に十分配慮する。また，農地の保全を図る。

・このゾーンにおける土地利用の転換は，集落の生活環境の向上などを目的とする周辺環境と調和した整備を行う場合を除き，抑制することを基本とする。

3) 市街地ゾーン

- ・都市的な居住，産業などの機能を配置すべき地域を「市街地ゾーン」とする。
- ・このゾーンにおいては，市民生活を支える様々な都市機能の適正な配置と誘導を図るとともに，良好な都市環境の整備を進め，利便性と快適性に優れた市街地を形成していく。
- ・工業・流通・研究開発地区においては，適正な立地誘導や高度化を図り，産業機能の集積を進める。

4) 軌道系交通機関を基軸として土地の有効利用を図る地区

- ・「市街地ゾーン」の中で，軌道系交通機関の沿線地区を特に「軌道系交通機関を基軸として土地の有効利用を図る地区」とする。
- ・この地区においては，軌道系交通機関を基軸として，土地の高度利用，高次な都市機能の集積や新しい市街地形成の誘導を図る。

5) 集落地区

- ・「自然環境ゾーン」と「田園・緑地ゾーン」内の集落地区については，周辺環境との調和を重視しながら，生活環境の向上などを図る。

3 都市機能の連携

高次な都市機能が連携する都市構造の形成を図る。そのため，都心の強化を図るとともに，南北と東西の都市軸上にそれぞれの機能特性や魅力を持つ拠点の配置を図る。また，都市内はもとより，広域的かつ国際的な機能連携の視点に立って産業機能の立地を図っていく。

4 都市空間形成の推進

都市計画区域の全市域への拡大や土地利用を適正に規制，誘導する新しい仕組みづくりに取り組むとともに，都市計画マスタープランなどにおいて，土地利用や市街地整備に関する方針と地域ごとのまちづくりの方向性を明らかにしていく。

また，「21世紀都市・仙台」の都市空間形成は，市民・企業・行政の共通理解と適切な役割分担を基礎にして，相互の協働に基づき，その実現を図っていく。

第3章 施策展開の基本方向

1 やさしさと健やかさに満ちた市民のまちをめざして

平成22年（2010年）までには、本市の高齢人口の比率が15%を超え、高齢社会が現実のものとなり、さらに長期的には25%を超える「超高齢化」も予想される。また、少子傾向も続くと見込まれる。一方、生活水準の向上、価値観の多様化、国際化などを背景として、市民の生活様式は大きく変わってきており、都市化、核家族化、女性の社会進出などにより、家庭や地域の機能に変化が生じてきている。

予想される介護、育児などの需要の増大と一般化に対応するため、質が高く、選択性のある多様なサービスを供給する、行政・民間事業者・市民が連携した保健・医療・福祉サービスの適切な仕組みをつくる必要がある。

また、地域でともに支える機能を高め、きめ細かい地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めるためには、地域社会や家庭の役割を改めて問い直し、市民の主体性に基づく市民活動の展開を広げていくとともに、高齢者、障害者、外国人などすべての市民の社会参加が保障されていくことが不可欠である。

○ 高齢・少子社会を支える保健・医療・福祉サービスの基盤づくり

サービス量の確保に必要な人材や施設を整え、供給の体制づくりを図るとともに、保健・医療・福祉が連携した利用しやすいサービス供給、ボランティア、NPO（民間非営利組織）などによる、ともに支え合う活動の促進を図るなど、個人のきめ細かいニーズに対応できる総合的なサービスの拡充を図る。

○ すべての市民が自立し参加する社会づくり

すべての市民が生涯にわたって自己実現ができる環境をつくるため、ボランティア、就労、生涯学習などを通じ、多様な社会参加機会の創造や意欲と個性に応じた個人の能力開発の促進を図るとともに、心身の健康づくりやバリアフリー化を進める。

○ 市民の主体的活動による個性あるまちづくり

市民の多様な活動を市民と行政が協働により進める21世紀型都市づくりに重要な役割を果たしていくものと位置づけ、地域の市民活動やそのネットワーク化の促進、交流や活動の場の確保などを図る。

2 地球環境時代を先導する悠久の杜の都をめざして

自然と共生し環境への負荷を最小限にするような持続的発展が可能な都市をめざしていくためには、市民や企業が日常活動から「緑を増やす」、「環境への負荷をかけない」という意識を持ち、自らが美しい杜の都や循環型都市をつくり出す主体となるという認識に立って、市民生活や企業活動のスタイルの転換をはじめ多様な活動に取り組んでいくことが不可欠である。

杜の都を都市個性として掲げる仙台こそ、市民の力を結集してきた本市の優れた実践の成果を踏まえて、市民・企業・行政の協働により、21世紀型の質の高い都市のあり方を確立するとともに、地球環境保全に対する都市の責務を積極的に果たしていかなければならない。

○ 緑の中に都市が包まれる百年の杜づくり

都市の緑を、快適な都市生活ひいては地球環境の保全を支えるかけがえのない市民共有の資産として位置づける新たな価値観を市民・企業・行政が共有し、世代から世代へと受け継ぎながら緑を守り、はぐくみ、21世紀型の都市生活に積極的に生かしていく、百年の杜づくりを進めていく。

○ 持続的発展が可能な循環型都市づくり

市民生活や都市活動がもたらす環境に対する負荷を低減するとともに、資源や水の健全な循環システムを確立し、自然の浄化能力や自然エネルギーを有効に活用していく。

○ 地球環境保全への国際協力

市民生活や都市活動に起因する環境問題対策の推進など、地球環境問題に対応する地域からの取り組みを強化していくとともに、企業・研究機関・NGO（非政府組織）・行政の協働のもとに、世界の各地域との国境を越えた交流と連携を促進し、地球環境問題の解決に向けた国際的な協力を進めていく。

3 地球的交流の要となる新しい中枢都市をめざして

仙台はこれまで中央と東北を中継する役割を果たし、また、東北に支えられながら発展してきた。しかし、高齢・少子化、人口減少、地球規模での地域間競争の激化など、東北全体が大きな変動期を迎え、成熟時代や地球的交流時代を生き抜く、持続可能な発展を支

える自立力が求められ、また、高次な生活ニーズも広域規模で高まりつつある。こうした視点に立って、世界と東北、そして東北と仙台をつなぐ本市の新しい中枢機能が構築されなければならない。

さらに、新しい中枢都市の「器」としての都市空間は、こうした世界や東北各地域との広域交流の場となる高次な機能と魅力を備え、かつ、市民の視点に立って自然との調和や交通環境の向上を図るとともに、やがて来る人口減少時代も視野に入れた、持続的で質の高いものとしていかなければならない。

○ 世界に開かれた広域交流拠点機能の強化

東北各地域の特性や機能を相互に生かす広域連携を積極的に推進するとともに、東北と世界を直結するゲートウェイ機能や産業支援機能の集積を高め、21世紀を先導すべき東北の未来を開く広域交流拠点としての機能の強化を図る。

○ 都市に新たな活力を生み出す新産業の振興

研究開発機能や人材育成機能の強化を図り、高度な研究開発の成果を活用するとともに、成熟社会が生み出す新たなニーズに対応した新しい産業の振興を図る。さらに、多様な交流の増大をとらえ、仙台の特性を生かしながら、観光・コンベンション機能を強化し、関連産業の振興を図ることにより、都市に新たな活力をつくりだしていく。

○ 軌道系交通機関を基軸とし、高次な都市機能が連携する都市構造の形成

蓄積された都市資産を生かし、東西交通軸構想の推進などにより、軌道系交通機関を基軸とした集約型の市街地形成を進め、にぎわいにあふれる都心の強化と個性豊かな拠点の形成を図るとともに、それらの高次な都市機能を効果的に連携させ、暮らしやすく、かつ、活力を醸成する都市構造をつくっていく。

4 未来を創造する世界の学都をめざして

従来の発想や経験だけでは対応できない変化の時代を迎え、新しい可能性を創造する知識、情報や感性が強く求められてくる。それらは、質の高い都市生活と心の豊かさをはぐくむにとどまらず、都市の活力を生みだし、さらには世界の未来を開き、国際貢献に結びつく重要な都市の資源と位置づけられる。

学都の知的資源を、「21世紀都市・仙台」の未来を切り開く豊かな資源として再構築していく取り組みが求められる。

○ アジアの知的拠点の形成

アジアをはじめとして世界から優れた人材が集まり、学び、交流し、その潜在能力が世界を舞台に開花する知的拠点としての世界の学都づくりを推進する。

そのため、研究機関・企業・市民・行政の協働のもとに、世界的な水準の先端研究の推進、新たな高付加価値型産業の創出、異なる価値観や文化を暖かく受け入れる開かれた風土の形成などを図っていく。

○ 文化の薫る都市づくり

都市が世界性を獲得するには、高い経済力に加えて、その都市の持つ奥行きのある深い文化水準の高さが大きな魅力となり、また、それは、交流人口をとらえ、都市の活力源の一つにもなってくる。

芸術文化やスポーツの振興、歴史的資源を生かしたまちづくりなど、市民生活に根ざした取り組みを基礎に、世界性を有する高次の文化活動などを積み重ねて個性と魅力のある、文化の薫る都市づくりを進める。

第4章 分野別計画

やさしさと健やかさに満ちた市民のまちをめざして

1 すべての市民が、障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、自立し、ともに生き、自己実現ができる環境づくり

動向と課題

- ・高齢化、少子化や国際化の進展を背景に、身体の状況、生活様式や意識も含めて、市民一人一人の多様性が改めて重視され、すべての市民が人間的に尊重されながらともに生きる都市づくりが求められてくる。
- ・高齢化や疾病構造の変化に伴い、予防の観点を重視した保健や医療の対応が重要となってくる。また、都市化の進展などを背景としたストレスの増大に対応する心の健康づくりや、新たな感染症の発生などへの対応の充実が必要である。
- ・高齢化は急速に進み、本市の高齢化率はやがて15%を超え、さらに地域によっては「超高齢化」に至ることが想定される。やすらぎと活力のある高齢社会を切り開くため、高齢者の心身の健康づくりを進め、その活力を生かしていく取り組みや、援護の必要な高齢者に対し、行政サービスとあわせて地域全体で支援する体制の構築が必要である。
- ・障害のある人もない人も、対等の存在としてともに生きる共生の理念に立ち、障害者の主体性や自己決定権を尊重し、地域での自立した生活を支援していく体制や社会の一員として積極的に社会参加できるような環境の整備が必要である。
- ・少子化の急速な進行に伴い、将来の社会経済への影響や子ども自身への影響が懸念される。少子化の要因のひとつには、子育てと就労の両立の困難さなど、子どもを持ちたくても持てない社会経済状況があり、こうした状況の解消や子どもの自主性、社会性をはぐくむ環境の整備が求められ、社会全体での子どもの育成や子育ての支援が必要である。
- ・高齢化、少子化をはじめとした社会や経済の大きな変化に対応し、豊かで安心できる社会を築くためにも、21世紀社会の前提として、女性、男性それぞれが自立し、人間性を豊かにし、男女平等観に根ざした社会の形成に向けた取り組みが必要である。

施策の体系

すべての市民が、障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、自立し、ともに生き、自己実現ができる環境づくり

- 1) やさしさに満ちた市民風土と都市環境づくり
 - 1.ともに生きる市民風土づくり
 - 2.ひとにやさしい都市環境の形成
- 2) 心身ともに健康に暮らすことができる環境づくり
 - 1.心身の健康づくりの推進
 - 2.疾病対策と医療体制の充実
- 3) 高齢者が生きがいに満ち、充実した生活を送ることができる環境づくり
 - 1.活力ある高齢社会づくり
 - 2.要援護高齢者へのサービスの充実
 - 3.高齢者の暮らしを支える地域風土づくり
- 4) 障害者が主体的に地域社会に参加し、自立した生活を安心して送ることができる環境づくり
 - 1.地域でともに生活するための支援体制づくり
 - 2.意欲と個性を生かした社会参加の支援
- 5) 安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができる環境づくり
 - 1.子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり
 - 2.安心して子育てができる環境づくり
 - 3.子育てと就労の両立のための環境の整備
- 6) 男女共同参画社会の形成
 - 1.女性の人権の尊重と男女平等のための意識変革の推進
 - 2.男女の共同参画の促進

1) やさしさに満ちた市民風土と都市環境づくり

基本目標

- ・障害の有無や国籍などにかかわらず、すべての市民がともに生きるノーマライゼーションの理念を市民一人一人に広げ、「ひとにやさしい市民風土」の高揚を図る。
- ・高齢者、障害者などが自立し、快適な生活を営むことができる人にやさしい都市環境を形成する。

基本的施策

①ともに生きる市民風土づくり

- 年齢、国籍、障害の有無などの多様性を理解し、互いを尊重する風土をはぐくむため、啓発活動の充実、福祉教育や交流教育の充実、文化・レクリエーション活動やボランティア活動を通じた相互理解の推進などを図る。
- ボランティアセンターの機能の充実、研修や講座の充実、ボランティア教育の推進などを通じて、幅広い福祉ボランティアの育成を図る。
- 国籍、言語などの差異にかかわらず、多様な価値観、文化などを互いに理解し尊重する意識を高め、それぞれの生活様式や文化を受容しあう「心の国際化」を推進する。
- 自助を基本におき、自立を助長する低所得者福祉や社会の変化に合わせた勤労者福祉を進める。

②ひとにやさしい都市環境の形成

- 高齢者、障害者などが利用しやすいよう、ひとにやさしいまちづくり条例に基づいた公共施設の整備の推進と啓発や助成を通じた民間施設の整備の促進を図る。また、歩行者空間の整備、公共交通施設の改善など安心して移動できる環境づくりを進める。
- 民間住宅の高齢者・身体障害者仕様への改善の促進を図るとともに、新しく建設する市営住宅すべてを高齢者や身体障害者の入居に対応できる仕様とするなど、高齢者や身体障害者が暮らしやすい居住環境づくりを推進する。
- 行政サービスの仕組みや窓口の対応、暮らしや社会参加のために必要な情報提供などについて、高齢者、障害者や外国人に分かりやすく、使いやすいよう改善を進める。

2) 心身ともに健康に暮らすことができる環境づくり

基本目標

- ・健康はつくるものとの積極的な発想に基づき、市民が自ら主体的に健康づくりを行う環境づくりを進める。
- ・市民の心身の状態に応じた健康の維持と増進や疾病予防に配慮した環境づくりを進め、健康長寿のまちづくりをめざす。

基本的施策

①心身の健康づくりの推進

- ・年齢や生活様式に応じた正しい健康知識や技術の取得、良好な日常生活の実践などを通じた、個人の主体的な健康づくりを総合的に支援する。
- ・地域、職場などにおいて健康づくりに取り組みやすい環境の醸成を図るとともに、健康に配慮した公共空間づくりを進める。
- ・心の健康づくりに関する啓発活動の充実や自助グループの育成を図るとともに、心の健康づくりに寄与する市民活動の支援などを行う。
- ・市民の主体的な心の健康づくりの支援を行うため、保健福祉センター、精神保健福祉総合センターなどの相談機能を強化するとともに、関係機関が連携、共同して個別の対応に当たる体制を整備する。

②疾病対策と医療体制の充実

- ・エイズ対策や結核・感染症対策の推進を図るとともに、新しい感染症の発生、従来からある感染症の再流行、海外からの新たな感染症の侵入などにも対応する体制の構築を進める。
- ・地域のかかりつけ医と後方医療機関の相互連携の強化、高度専門医療機関の誘致など、疾病構造の変化や在宅医療の需要の拡大に対応した地域医療体制の整備を図る。
- ・公的医療機関のあり方についての検討を進め、民間医療機関との適切な役割分担のもとに市立病院などの機能の向上を図る。
- ・在宅の難病患者に対する各種サービスの適切な調整、訪問活動、医療相談など、難病患者の地域生活支援体制の充実を図る。

3) 高齢者が生きがいに満ち、充実した生活を送ることができる環境づくり

基本目標

- ・高齢者がそれぞれの身体の状態や能力と多様な価値観に応じて自己実現でき、いきいきと暮らせる、活力ある高齢社会の実現をめざす。
- ・在宅ケアを基本とする総合的なサービスを拡充し、援護の必要な高齢者とその家族が安心して暮らせる環境づくりをめざす。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、支え合う地域風土を形成する。

基本的施策

①活力ある高齢社会づくり

- ・スポーツやレクリエーションを通じて、高齢者の心身の健康づくりを推進する。そのための身近な環境づくりや、各種の講習会や高齢者中心のスポーツ大会の開催など参加機会の拡充を図る。
- ・高齢者が主体的に学び、また、その知識を地域や様々な活動に還元できるよう、生涯教育を積極的に推進する。そのため、情報提供や学習機会の充実、学んだ知識を活動に結び付ける調整機能の整備などを行う。
- ・高齢者自身の活力を生かした多様なボランティア活動の促進を図る。そのため、ボランティア教室などのきっかけづくり、相談窓口の充実、活動の場の整備など、ボランティア活動機会の創出と拡大を進めるとともに、活動しやすい環境づくりを行う。
- ・高齢者の意欲、経験や能力を生かす多様な就労機会の拡大を図る。そのため、相談体制を充実するとともに、企業への働きかけ、高齢者の知識や技術を生かす地域の就労の場の確保などを行う。
- ・コミュニティ・プラザ構想に基づき、高齢者の生きがいつくりや健康づくりを支援する機能を有する市民センター、コミュニティ・センターなどの整備を進める。

②要援護高齢者へのサービスの充実

- ・高齢者が寝たきりにならないよう、寝たきりの要因となる病気やけがの発生予防からリハビリテーション、さらには在宅での自立に至る、保健・医療・福祉サービスの連携による総合的な対応の充実を図る。
- ・ホームヘルプサービス、訪問看護、デイサービスなど在宅保健福祉サービスの拡充や在宅介護支援センターの整備促進とともに、地域のボランティアの育成なども図りながら、きめ細かな在宅ケアを総合的に推進する。
- ・在宅での生活が困難になった高齢者の介護のため、特別養護老人ホームの整備を促進し、待機者の解消に努めるとともに、需要に応じた施設サービスが受けられるよう、老人保健施設、ケアハウスなどの整備促進を図る。

やさしさと健やかさに満ちた市民のまちをめざして

- 痴呆性高齢者対策推進のため、生活援助を受けながら地域で共同生活するためのグループホームの整備促進や運営の支援、相談体制の充実などを図る。
- 新しい介護支援制度、それに伴う介護基盤整備のあり方の変化などの新しい保健福祉の動向に適切に対応するとともに、新制度に基づく新しい高齢者保健福祉に関する総合的な計画を策定する。

③高齢者の暮らしを支える地域風土づくり

- 高齢者の生活を地域全体で支えるまちづくりを進める。そのため、地域の見守り活動や生活支援活動と市民の自主的福祉活動の促進を図る。
- 地域における老人クラブなど的高齢者同士の交流や世代間交流の促進を図る。

4) 障害者が主体的に地域社会に参加し、自立した生活を安心して送ることができる環境づくり

基本目標

- ・障害者が安心して充実した生活を送ることができる地域社会の実現をめざす。
- ・障害者が主体的に社会活動に参加して自己実現を図り、生活の質を向上させることのできる社会の実現をめざす。

基本的施策

①地域でともに生活するための支援体制づくり

- ・ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスなどの在宅保健福祉サービスを拡充する。
- ・保健福祉センターにおける総合的な相談機能を拡充するとともに、身近な所で日常的な相談、援助、交流などを行うことができる体制を整備する。
- ・生活援助を受けながら地域で共同生活するためのグループホームなど、自立した地域生活を送る場の確保を促進する。
- ・身体障害者援護施設、精神薄弱者援護施設（通所）、精神障害者社会復帰施設など、障害者施設の整備促進を図る。
- ・地域における障害者の主体的な活動、地域住民との交流の促進、在宅福祉サービスの提供などの場を拡充するため、障害者施設にその機能を付加するなど、効果的な施設機能の発揮を図りながら、施設整備に努める。
- ・盲導犬訓練・白杖訓練施設の誘致を促進する。
- ・児童の障害の早期発見と早期対応のための療育システムや障害者が地域で自立して円滑に生活するためのリハビリテーションシステムの構築を進める。
- ・精神障害者小規模作業所の設置を促進するとともに、精神科デイケアや精神科救急医療体制の整備を促進する。また、精神保健福祉総合センターのデイケアについては、民間医療機関との適切な役割分担のもとに技術支援などの機能の向上を図る。

②意欲と個性を生かした社会参加の支援

- ・外出の際のガイドヘルパーの派遣や手話通訳者の派遣など、障害者の移動やコミュニケーションに対する支援の充実を図る。
- ・障害者の能力と個性を生かした多様な社会参加機会と生涯学習機会の充実を図る。
- ・視聴覚障害者の情報化社会への参加を促すための情報提供と様々な情報媒体の利用支援に努める。
- ・障害者一人一人の個性に応じた就労を実現するため、関係機関との協力による職業能力開発や職場開拓の推進、起業支援などを行うとともに、障害者の就労とその継続を総合的に

支援する障害者雇用支援センターを設置する。

- 障害の状況にかかわらず、それぞれの能力や意欲に応じて主体的にスポーツ、レクリエーション、文化活動などを楽しみ、技術向上を図ることができる環境を整備する。そのため、障害者も利用しやすい施設の整備や改善を行うとともに、参加機会の拡充、指導者の養成などを行う。
- スポーツを通じ、全国各地の障害者の交流、障害者の自立と社会参加の促進などを図る全国身体障害者スポーツ大会を開催する。

5) 安心して子どもを生み育て、健やかに育つことができる環境づくり

基本目標

- ・すべての子どもの権利が保障され、子どもが自ら考え、地域社会を構成する一員として行動する力をつけることができる、子どもが明るく心豊かに育つまちをめざす。
- ・出産や育児に対する不安や負担感を少なく、喜びとゆとりを持って子育てができる、子育てが安心してできるまちをめざす。
- ・男性も女性もともに働く人々が、社会生活及び家庭生活における責任を共有し、協力して子育てができ、子育てと仕事が両立できるまちをめざす。

基本的施策

①子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり

- 子どもの健全育成を図り、地域における子どもと子育て中の親の活動拠点となる児童館をすべての小学校区に整備するとともに、子育て支援、地域活動などの機能の充実を図る。
- 身近な公園の整備など、地域において子どもが遊びを創造できる自由な空間の形成を図るとともに、自然や芸術文化とのふれあいの推進、スポーツ活動の充実など、子どもの豊かな遊びや文化環境づくりを進める。
- 子どもの調和のとれた人格形成のため、家庭・地域・学校における心と身体をはぐくむ教育の充実を図る。
- 地域における子どもの主体的な活動や世代間・異年齢児交流の促進、各種活動の指導者の養成などを図り、子どもの主体性や社会性をはぐくむ環境づくりを進める。
- 子どもの権利条約の趣旨に則り、子どもの最善の利益が保障される環境の整備を図る。そのため、啓発活動の充実や子どもの相談機能の拡充を図るとともに、学校、相談機関などの連携によるいじめや不登校対策、深刻化する青少年非行の防止対策や保護を要する子どもへの対応の充実などを行う。
- 保育所、幼稚園などにおける障害のある子どもの受け入れの推進、障害児教育の充実、院内学級の拡充など、病気や障害のある子どもへの対応の充実を図る。
- 子どもが家庭・地域・学校などでいきいきと育つための環境づくりを総合的に支援する拠点として子どもセンターを整備する。

②安心して子育てができる環境づくり

- 子育てに対する不安や育児負担の軽減のための子育て支援の充実を図る。そのため、身近なところで子育てに関する相談を受け、情報を提供する子ども家庭支援ネットワークの構築、児童福祉施設のショートステイサービスの充実、ひとり親家庭への支援などを行う。
- 生活環境、生活様式の変化などに伴う新しい要因に対応した母子保健医療の充実を図る。

③子育てと就労の両立のための環境の整備

- 子育てと就労の両立のため、労働時間短縮の促進、育児休業制度の実施促進などの労働環境改善に向けた企業や就労者への啓発活動を充実する。
- 保育所の入所待機を早期に解消するなど、増大し多様化する保育需要に対応した保育サービスの拡充を図る。そのため、民間活力を生かした認可保育所の受入れ枠の拡大や認可外保育施設への支援の充実を図るとともに、乳児保育、延長保育と一時的保育の拡充、産休・育児休業明け予約保育の実施などを行う。さらに、幼稚園が実施する保育の積極的な促進を図る。
- 小学校区を単位とする児童クラブの整備を行い、放課後児童健全育成事業の推進を図る。

6) 男女共同参画社会の形成

基本目標

- ・女性の人権の確立と性別役割分担意識に基づく社会制度の再構築をめざす。
- ・女性が主体的に社会に参画する力をつけるとともに、社会のあらゆる分野での男女共同を実現するための環境を整える。

基本的施策

①女性の人権の尊重と男女平等のための意識変革の推進

- ・女性に対する暴力や性の商品化の防止などの女性の人権が尊重される環境づくりを促進する。
- ・男女平等観に立つ教育や啓発活動を推進する。

②男女の共同参画の促進

- ・女性の社会参画を進めるための女性のエンパワーメントの促進を図る。そのため、市の審議会などへの女性の登用率を30%以上にするとともに、市の女性職員の管理職登用を推進するなど、政策や方針決定の場への女性の参画促進、女性の能力の開発や育成などを行う。
- ・男性の地域社会への参画や家事、育児、介護などへの参加の促進、女性の働きやすい職場環境の整備促進、保育サービスの充実などの家庭生活と就労の両立のための環境の整備など、男女共同参画へ向けた環境づくりを進める。
- ・女性問題解決の視点に立った市民活動を総合的に支援し、男女平等の実現に向けた取り組みを推進する拠点として女性センターを整備する。

2 21世紀の仙台の土台となるいきいきとした地域社会の形成

動向と課題

- ・高齢化，少子化，単身世帯の増加などを背景とした世帯構成の変化，生活圏域の拡大と多様化，地域活動の主体や動機の変化などを背景に，地域社会の構造や求められる機能が変化してきており，都市の土台をなすコミュニティづくりの新しい枠組みが必要になっている。
- ・多様化する地域の動向に対応するためには，きめ細かな地域ニーズを実現し，地域らしさを生かす，市民主体のまちづくりが必要であり，地域の知恵や資源を生かす多様な市民活動が展開される必要がある。
- ・地域に対する帰属意識が低下しつつある一方で，家族が従来持っていた機能の外部依存が強まり，また，企業を中心とした社会から，地域に根ざした暮らしを大切にする指向も進むことが予想され，市民が地域に求める需要は潜在的に高まってくる。

施策の体系

21世紀の仙台の土台となるいきいきとした地域社会の形成

- 1) 市民の創意を生かした個性ある地域づくり
 - 1.多様な市民活動への支援の充実
 - 2.特性と資源を生かした個性ある地域づくりの推進
 - 3.地域の生活を支える基礎的な環境づくり

1) 市民の創意を生かした個性ある地域づくり

基本目標

- ・地域でともに支え合う機能が確保され、多様な地域活動が展開されるいきいきとした地域づくりをめざす。
- ・市民の主体的なまちづくりにより、地域特性や地域資源を生かした地域の形成をめざす。
- ・多様な人と人との交流をはぐくみ、地域の日常生活や住民活動を支える基礎的な環境づくりを進める。

基本的施策

①多様な市民活動への支援の充実

- 町内会、子ども会などの地域活動を促進し、組織の活性化を図る。そのため、行政依頼業務の見直し、それぞれの地域性に合わせた選択性のある支援方策の設定などを行う。
- これからの地域づくりの大きな力となるボランティア活動、NPO（民間非営利組織）活動などを含め、様々な市民の主体的な活動に対し、情報提供、各種相談、研修などの支援体制の充実を図るとともに、市民活動サポートセンターなど、地域や分野を超えた市民の公益活動、団体相互の交流などを支援する場を確保する。
- 企業による社会貢献活動や市民活動への支援を促進するため、企業も地域の一員としてまちづくりに参加する意識の啓発を図るとともに、様々な情報の提供、市民活動との交流の促進などの環境づくりに努める。

②特性と資源を生かした個性ある地域づくりの推進

- まちづくりに関する相談、情報の提供、専門家の派遣などにより、市民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援するとともに、幅広い地域の資源や人材、まちづくり活動などの情報を地域づくりに生かしていく。
- まちづくりに対する市民の主体的な取り組みを促進するため、まちづくりについて気軽に話し合える場の設定、魅力あるまちづくり推進事業など、多様な施策展開を図る。
- 地域住民による多様な選択に基づく、手づくり公園整備事業などの市民参画型事業の拡充を図る。

③地域の生活を支える基礎的な環境づくり

- 共生の視点のもとに子どもから高齢者まで広く住民がふれあい、伸びやかに活動できる地域拠点の形成を図っていくコミュニティ・プラザ構想を推進する。そのため、すべての小学校区に市民センターまたはコミュニティ・センターを整備するとともに、多様な活動団体が気軽に利用できるよう運営の改善を図る。
- 地域住民の活動の場づくりとして、地域住民が主体的に運営に参加する形での学校や福祉

やさしさと健やかさに満ちた市民のまちをめざして

施設の地域開放を推進するなど、地域における既存の公共施設の積極的な活用を図る。

3 すべての市民が、安全に安心して暮らすことができる都市づくり

動向と課題

- ・身近な生活道路，上下水道などの基礎的な都市生活基盤は，全体として一定程度の整備水準に達しているが，なお，必要とされる水準を確保する観点から今後ともきめ細かな整備を進めることが求められ，さらに将来の維持と更新や高齢化，環境，防災などへの配慮も念頭に置いた市民生活の基礎的条件のあり方が必要とされる。
- ・都市生活の安心を確保するため，いつでも適切な医療が受けられることが必要である。救急医療体制については，高齢化の進展，医療の高度化などによる医療需要の多様化に対応して，より質の高い整備が求められる。
- ・大規模自然災害は一定の確率で起こり得るという認識に基づき，市民・企業・行政の役割分担や施策の優先度などに留意しながら，大規模自然災害時においても被害を最小限に抑え，市民の生命や財産が確保される都市づくりのあり方が求められる。
- ・都市化や国際化の進展，生活様式や地域社会の変化などに対応する，交通事故，犯罪などの社会的災害の発生防止，消費生活や食生活の安全の確保に対する取り組みの強化が必要である。

施策の体系

すべての市民が，安全に安心して暮らすことができる都市づくり

- 1) 基礎的な生活環境の整備
 - 1.基礎的な生活環境の整備
- 2) 救急医療体制の確立
 - 1.救急医療体制の確立
- 3) 災害に強い都市づくり
 - 1.災害に強い都市構造の形成
 - 2.災害時の応急体制の充実
 - 3.地域防災力の向上
 - 4.消防力の向上
- 4) 社会的な災害の少ない安全な都市生活の確保
 - 1.交通安全対策の充実
 - 2.地域安全対策の充実
 - 3.消費生活の安全の確保
 - 4.食品の安全性の向上

1) 基礎的な生活環境の整備

基本目標

- ・地域の特性に配慮しながら生活道路，上下水道など市民生活の基礎的条件を確保する。

基本的施策

①基礎的な生活環境の整備

- 地域内の交通の円滑化と交通安全に配慮した生活道路の整備を推進する。
- 水道施設の整備，簡易水道の上水道への統合などを進め，給水の安定化を図る。
- 全戸水洗化をめざし，汚水処理施設の整備を推進する。そのため，地域特性にあわせ，各事業手法ごとに適切な整備地域の設定を行い，公共下水道や農業集落排水の整備と合併処理浄化槽の整備促進を図る。
- 都市ガスの天然ガス転換の推進，需要に応じたガス供給区域の拡張などを行う。
- ポイ捨て防止などの環境美化について，市民・企業・行政の一体的な取り組みを積極的に推進する。
- 住居や建築物の衛生管理などの環境衛生対策の充実を図る。
- 動物愛護の推進，適正飼育指導など，動物管理センターの機能を拡充する。
- 墓地需要の増大などに対応する環境調和型の新墓園と新斎場を整備する。
- 老朽化の著しい市営住宅の建て替えを進めるとともに，地域特性を踏まえた整備のあり方の検討を行う。また，民間住宅の借り上げなど多様な供給方法について検討する。

2) 救急医療体制の確立

基本目標

- ・休日や夜間における医療の確保と救急患者の迅速かつ適切な収容が図られる体制の確立をめざす。

基本的施策

①救急医療体制の確立

- 石名坂急病診療所と青葉休日診療所を移転整備し、休日や夜間における一次救急医療体制を拡充する。
- 病院群当番制の充実、一次救急から三次救急までの医療機関の連携強化、市民に対する適切な情報提供や相談機能の整備、救急隊の増設や適正配置などにより、救急患者の医療機関収容までに要する時間の短縮を図るなど、患者搬送と収容体制の充実を図る。
- 救急患者の救命率向上を図るため、市民への応急手当の普及を推進するとともに、医師との連携の強化や救急救命士の技術向上のための教育の充実を図る。

3) 災害に強い都市づくり

基本目標

- ・大規模地震，内水型洪水などの災害発生に備えた災害に強い都市構造の形成をめざす。
- ・災害発生時の混乱を少なくし，被害を最小限に抑えるための初動期の応急体制を確立する。
- ・市民・企業・行政の役割分担に基づく地域における防災力の向上をめざす。
- ・都市化の進展，生活様式の多様化などに伴う災害の発生形態の複雑多様化に対応する消防力の向上をめざす。

基本的施策

①災害に強い都市構造の形成

- 都市構造や市街地空間の安全性の向上を図る。そのため，防御困難区域の解消，市街地の面的整備の推進，防火地域などの指定，延焼遮断帯の形成，オープンスペースの確保などを行う。
- 雨水排水対策の推進，都市河川の改修，保水力向上など，浸水被害防止対策の充実を図る。
- 水道，ガス，下水道や地下鉄の防災能力の強化，共同溝整備や電線類地中化の推進など，ライフライン施設の強化を図る。
- 公共建築物防災対策の推進，民間の建築物の不燃化や耐震性向上の促進，宅地の防災指導の充実などにより，建築物と宅地の防災性の向上を図る。

②災害時の応急体制の充実

- 情報収集連絡体制，通信体制など，情報収集と伝達体制の整備を推進する。
- 災害時医療体制の整備推進などにより，救命・救助や保健医療の体制を確立する。
- 建築物や宅地の危険度判定体制の整備などにより，被災した建築物や宅地への対応の充実を図る。
- 防災関係機関をはじめ，他の公共団体，民間団体などとの応援体制の確立を図る。そのため，これらの関係機関との平常時からの連絡を緊密なものにするとともに，各種応援協定の充実に努める。

③地域防災力の向上

- 防災意識の浸透，応急手当や初期消火技術の普及などを図り，市民一人一人の災害対応力を高める。
- 地域における自主防災組織の結成促進と訓練や研修の充実，また，消防団の充実強化や地域組織，企業，ボランティアなどの連携による地域における防災体制の強化を図る。
- 避難所の整備，区役所やコミュニティ防災センターへの防災資機材の配備，食料などの公的備蓄の推進，地域の井戸の活用の推進など，地域の防災施設と設備の充実を図る。

やさしさと健やかさに満ちた市民のまちをめざして

- ボランティア団体，専門技術を有するボランティアなどとの平常時からの連携体制や災害発生時のボランティア受入れ体制の整備を図る。
- 自主防災組織，ボランティアなどとの連携により，災害弱者に対する安否確認，介助，物資配付などの必要な支援ができる体制を構築する。

④消防力の向上

- 多様な災害発生態様に対応した消防施設と設備の強化を図る。そのため，消防署所の整備，消防車両と装備の整備，消防水利の整備，特殊救助の高度化などを行う。
- 24時間体制での航空消防体制の確立のための消防専用ヘリポートを整備するとともに，大規模災害に対応した地域における臨時離着陸場の確保を図る。

4) 社会的な災害の少ない安全な都市生活の確保

基本目標

- ・人と車が共存し、安心して歩ける安全な交通環境の実現に努める。
- ・地域における犯罪、青少年非行や火災の発生を防止し、安全で平穏な地域生活の確保をめざす。
- ・消費者の安全と利益を守り、真に豊かな消費生活の実現をめざす。
- ・食品をめぐる環境の変化に対応し、食生活の安全を確保するための体制を確立する。

基本的施策

①交通安全対策の充実

- 高齢者、障害者、子どもなど誰もが安心して利用できる歩道整備や、交通事故多発地点の改善などの交通安全施設の整備を推進する。
- 未就学児童や高齢者を重点とした交通安全教育や市民一人一人の交通マナー向上のための啓発活動の充実を図る。
- 違法駐車防止対策の充実、駐輪場整備など、違法駐車と放置自転車の対策の推進を図る。

②地域安全対策の充実

- 世代を超えた地域住民の交流活動を基礎に、地域における暴力追放や犯罪防止に関する意識を高め、自主的防犯活動を支援することにより、犯罪や青少年非行が起こりにくい環境づくりを進める。
- 地域における防火体制の充実を図る。そのため、自主防災組織の結成の促進、消防団の充実強化、防火意識向上のための啓発活動の充実などを行う。

③消費生活の安全の確保

- 消費生活の安全の確保を図るため、商品などの調査と情報提供、消費生活相談や消費者支援体制の充実、消費生活センターの機能の充実などを行う。

④食品の安全性の向上

- 食品流通の広域化、国際化などの食品をめぐる環境の変化に対応する、監視指導や検査体制を充実するとともに、新しい問題に即応できる情報収集と提供体制の整備を図る。

●市民や企業に期待される役割

—市民に期待される役割—

- ・心身の状態に応じて、自らの健康づくりを進め、また、自立や自己実現に向けて取り組んでいくとともに、共生の理念に基づき、だれもが暮らしやすい地域づくりを主体的に進める。

[具体的な取り組み例]

- ・生涯の自立へ向けた健康づくりなどの実践。
- ・適切な支援のもとにおける、高齢者、障害者などの地域での自立した生活への主体的取り組みや積極的な社会参加。
- ・男女の役割分担に対する意識改革や男性の積極的な家事、育児、介護などへの参加。
- ・ボランティアやNPO（民間非営利組織）の活動への参加を通じた高齢者、障害者、子育て家庭などに対する需要に即応したきめ細かなサービスの提供。
- ・地域における防災、防犯、環境美化などの活動。
- ・地域の知恵や資源を生かした主体的なまちづくり活動。
- ・行政サービスを充実させるための各世代にわたる負担能力に見合った公平で適正な負担。

—企業に期待される役割—

- ・地域社会の一員として、地域の福祉活動などへの参加や市民活動に対する支援を行うとともに、高齢者、障害者、女性の雇用や家庭や地域生活との両立に配慮した職場づくりに取り組む。

[具体的な取り組み例]

- ・家庭や地域生活における役割を重視した、労働時間の短縮、育児休業制度やボランティア休暇制度の充実などによる、ゆとりある労働環境づくり。
- ・従業員あるいは企業自体のボランティア活動やNPO（民間非営利組織）活動への多様な参加や資金、技術や知識の支援。
- ・高齢者、障害者や女性の雇用の拡大と方針決定の場への女性の登用をはじめ、その能力を十分に発揮できる職場環境づくり。
- ・保健福祉サービスなどへの積極的な参入と公共的性格に着目したサービスの質の確保。

第4章 分野別計画

地球環境時代を先導する悠久の杜の都をめざして

1 杜の都の風土を未来に継承し、自然と共生する都市づくり

動向と課題

- ・自然に支えられて都市が存在するという視点が求められ、都市づくりの前提条件として、都市の機能を支え、都市の個性を彩る有限な自然環境の恵みを将来の世代のために良好な状態で引き継いでいくことが求められている。法や条例による保全措置とあわせて、自然環境との調和を図る都市づくりを誘導していく新たな枠組みを創出するとともに、里山や田園を農林業の振興や市民の自然とのふれあいを通して持続的に活用していくことが求められる。
- ・都市の中に緑があるレベルではなく、緑の中に都市が包まれる、まさに「杜」の状態こそ、めざすべき「21世紀都市・仙台」の姿である。世代から世代に緑をはぐくんでいく長期的な視野を持ち、市民・企業・行政の協働により、新しい緑づくりのあり方を構築しながら、美しい杜の都を創造していくことが求められる。
- ・価値観や生活様式の多様化が進行する中で、個性や多様性が魅力ある大都市の条件となり、都市や地域を象徴する環境資源、歴史的資源や景観特性を生かしたまちづくりが重要となる。

施策の体系

- 1 杜の都の風土を未来に継承し，自然と共生する都市づくり
 - 1) 杜の都の風土を未来に継承し，自然と共生する都市づくり
 - 1.山岳・丘陵地の環境保全
 - 2.田園地域の環境保全
 - 3.生物の多様性の確保
 - 4.自然とのふれあいの促進
 - 2) 市民と行政の力と創意を結集した緑豊かな杜の都づくり
 - 1.公共施設・民間施設緑化の推進
 - 2.道路・河川緑化の推進
 - 3.住宅地緑化の推進
 - 4.都市内の公園と緑地の整備
 - 3) 個性ある環境資源の保全と杜の都の風土をはぐくむ景観の形成
 - 1.地域の環境資源の保全と創造
 - 2.杜の都の風土をはぐくむ景観の形成

1) 自然環境の保全と里山・田園の持続的活用を支える仕組みづくり

基本目標

- ・山岳や丘陵地の自然環境を自然生態系の保護，自然災害の防止，水源かん養などの多様な機能を有する市民共有の資源として，将来にわたり保全していく。
- ・農地の有する保水機能などの公益的機能を重視する観点から，多彩な農業生産や市民と農業のふれあいを通して，農地を持続的に活用していく。
- ・山岳・丘陵地から市街地，海岸から市街地までの自然生態系の連続性が確保され，多様な動植物が生息，生育し，豊かな自然生態系が営まれる都市をめざす。
- ・市民が多様な自然とのふれあいを通して自然生態系の営みを実感できる機会を創出する。

基本的施策

①山岳・丘陵地の環境保全

- 自然公園法や宮城県自然環境保全条例の適切な運用，風致地区や保安林の指定，緑地保全地区制度などにより，自然環境の保護と保全を図る。
- 環境影響評価条例の制定と運用や開発指導制度の運用により，開発行為を適切に規制，誘導し，自然環境保全を図る。
- グラウンドワーク型の地域づくりなど，市民・企業・行政の協働による森林保全活動の仕組みづくりを推進するとともに，民有林の造林や育林の奨励など，林業の活性化を図ることにより，丘陵地の森林の持続的活用を促進する。

②田園地域の環境保全

- 環境影響評価条例の制定と運用や開発指導制度の運用により，開発行為を適切に規制，誘導し，田園地域の持つ環境保全機能の確保を図る。
- 農業振興地域制度の枠組みなどに基づき，農地の保全を図る。
- 多彩な農業生産の促進，市民と農業のふれあいの推進などにより，農業の振興を図る。

③生物の多様性の確保

- 貴重な野生生物の保護，生物の生息・生育状況調査の推進，いきものモニターの創設など，多様な動植物の生息・生育環境づくりを図る。
- 生物の生息・生育可能な空間（ビオトープ）の創造や多自然型川づくりの推進により，自然生態系の保全・再生と連続性の確保を図る。

④自然とのふれあいの促進

- 自然観察の森事業をはじめ，市民が自然とふれあい，自然を学ぶプログラムづくりや情報提供の充実を図る。

- 泉ヶ岳芳の平地区の山とのふれあい整備事業をはじめ、自然を観察し、体験する場づくりを進める。
- 広瀬川エコミュージアム構想や大沼レクリエーションゾーンの整備を推進するとともに、七北田川、梅田川、名取川、笹川などに親しむ機会を創出し、市民が水とふれあう場を広げる。
- 荒浜地区の海とのふれあい整備事業をはじめ、自然海岸の環境を保全し、市民がふれあう、親水レクリエーションの機会を創造する。

2) 市民と行政の力と創意を結集した緑豊かな杜の都づくり

基本目標

- ・21世紀に緑の中に都市が包まれる杜の都の姿をよみがえらせていくため、市民の力を結集して、街の中の緑を積極的に増やしていく。
- ・都市の中の緑を、季節を感じられるような、いきいきとした緑としてつくる。
- ・市民が育て、ふれあい、親しみを感じる参画型の緑づくりを進める。

基本的施策

①公共施設・民間施設緑化の推進

- 学校、生涯学習施設、福祉施設、文化施設などの公共施設における緑化の推進や未利用の市有地の緑地としての市民開放を図る。
- 工場、事業所などの緑化、花と緑を取り入れた快適な空間の創出などを図り、民間施設における緑化を促進する。
- 屋上緑化や壁面緑化の手法の研究、商業ビルや業務ビルの窓辺緑化などを図り、建築物緑化を促進する。
- 再開発や建築物総合設計制度の活用により、緑の公開空地の形成を図る。

②道路・河川緑化の推進

- 街路樹の植栽の拡充、都市の小河川に沿った植栽、都心における街路樹の整備と適正な生育管理など、道路や河川の緑化推進を図る。

③住宅地緑化の推進

- 地区計画制度や緑地協定制度的による植栽、基金の活用による緑化など、市民の創意と参画による住宅地緑化の推進を図る。

④都市内の公園と緑地の整備

- 青葉山公園、水の森公園、高砂中央公園、海岸公園などの公園施設と河川緑地、斜面緑地などの都市緑地を、自然環境をできる限り生かした手法や新たな用地確保の方策を導入しながら、計画的に整備することにより、市民の憩いの場となり、また、生物が息づくような、まとまりのある緑を創出する。

3) 個性ある環境資源の保全と杜の都の風土をはぐくむ景観の形成

基本目標

- ・地域の環境資源を保全し、それらを生かした個性と多様性に富んだまちづくりを推進する。
- ・市民や企業の主体的な参画を基礎に、杜の都の風土をはぐくむ景観の保全と形成をめざす。

基本的施策

①地域の環境資源の保全と創造

- ・地域環境学習の促進，居久根（いぐね）などの屋敷林・寺社林マップづくりの推進，地域を象徴する環境資源としての良好な音の発掘，四ツ谷用水の歴史的価値の継承など，市民参画による地域環境資源の発見や理解を進める。
- ・保存樹木，保存樹林，保存緑地，居久根（いぐね）などの屋敷林，寺社林などの地域環境資源の保全を図る。
- ・手づくり公園の整備，魅力あるまちづくり推進事業など，市民参画による環境資源を生かした地域づくりを推進する。

②杜の都の風土をはぐくむ景観の形成

- ・大規模建築物等指導指針に基づく景観形成の誘導，道路景観整備の推進など，都市個性の創出を図る。
- ・定禅寺通シンボルロードの整備など，市民・企業・行政の協働を基礎に，景観形成地区の指定，景観シミュレーションの実施，地区計画の策定などにより，地域の個性を生かした景観の創出を図る。
- ・七郷堀景観整備の推進など，歴史的資源などを生かし，歴史と風情が感じられる都市空間の保全と創造を図る。
- ・市民主体の景観形成の推進など，地域の個性，風情などを生かした景観の創出を図る。

2 環境への負荷の少ない循環型都市づくり

動向と課題

- ・地球規模の環境問題は今後深刻さを増すことが予想され、環境への負荷の最大の発生源である都市が対応することなしに、この問題の解決はあり得ない。環境への負荷を循環型の市民生活や企業活動のスタイルの構築によって抑制し、環境資源を将来の世代に引き継いでいく、新しい都市のあり方を確立していくことが21世紀の都市に課せられる責務となる。
- ・都市活動が生み出す環境への負荷を低減し、快適な生活環境の確保と地球環境の保全を推進していくためには、資源や水の循環を都市の中につくりだしていくとともに、自動車公害や有害化学物質に対する適切な対応が重要課題となる。
- ・仙台には、杜の都を掲げ、自然環境の保全や都市型環境問題を解決してきた優れた蓄積や学都の資産がある。これらを生かしながら、地球環境問題の解決に向けた国際的な協力、地球的視野に立って行動できる人材の育成など、積極的に先導的な取り組みを進めていくことが本市の役割として求められる。

施策の体系

- 2 環境への負荷の少ない循環型都市づくり
 - 1) 廃棄物の発生抑制と資源の循環利用・エネルギーの有効利用の推進
 - 1.廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
 - 2.エネルギーの有効利用
 - 2) 健全な水循環の形成
 - 1.水源の保全・かん養と河川の水質・水量の保全
 - 2.保水力の向上と地下水のかん養
 - 3.身近な水環境とのふれあいの創造
 - 3) 環境への負荷の積極的な低減
 - 1.自動車公害対策の推進
 - 2.有害化学物質対策などの推進
 - 3.廃棄物の適正処理の推進
 - 4) 地球環境保全対策の推進
 - 1.地球環境保全の積極的推進
 - 2.地球環境保全のための研究・開発の促進と国際協力
 - 3.地球環境保全に寄与する市民運動と産業活動の支援
 - 4.環境学習の促進

1) 廃棄物の発生抑制と資源の循環利用・エネルギーの有効利用の推進

基本目標

- ・市民・企業・行政の協働を基礎として、持続的発展を基本とした循環型都市の形成をめざす。
- ・省資源・省エネルギー型の市民生活や企業活動が展開される、環境への負荷の少ない都市をめざす。

基本的施策

①廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

- 簡易包装の促進，環境への負荷の少ない製品の積極的購入運動（グリーン・コンシューマー運動）の展開などにより，資源の使用抑制とごみの発生抑制を図る。
- 集団資源回収の推進，容器包装材をはじめ資源ごみの分別収集と資源化の徹底，生ごみ，汚泥，刈草，ごみ焼却灰などの資源化の推進，建設廃材，廃プラスチック類などの産業廃棄物の再生利用の促進など，廃棄物のリサイクルを推進する。
- 日用品のリサイクル拠点の拡充，多様なリサイクル情報の交換の促進など，市民のリサイクル活動の促進とリサイクルプラザの機能の充実などにより，市民・企業・行政の協働による再利用品や再生品の使用促進を図る。

②エネルギーの有効利用

- 太陽光発電システムの公共施設への導入と民間普及の促進，ごみ処理施設などの排熱の活用など，自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を推進する。
- 熱電併給システム（コージェネレーションシステム）の導入の促進など，エネルギーの効率的利用を推進する。
- 省エネルギー型の設備機器の普及の促進，省エネルギー型の建築物の公共建築物への導入と民間建築物への普及の促進など，エネルギー使用の抑制を図る。

2) 健全な水循環の形成

基本目標

- ・河川の水が豊かに流れ、地下水がかん養され、水が蒸散する、都市内の健全な水循環の形成を図る。
- ・身近な水環境を市民共有の自然資産として保全し、市民が身近に感じ、ふれあえるものとしていく。

基本的施策

①水源の保全・かん養と河川の水質・水量の保全

- 水環境保全計画を策定し、推進するなど、都市内の水循環に配慮した総合的な水環境保全対策を推進する。
- 水道水源の流域開発の規制など、水源の保全とかん養を図る。
- 雨水の活用、処理水の利用などを図り、水の有効利用を促進する。
- 広瀬川清流保全の推進を図るとともに、河川、湖沼や海域の環境監視や水質汚濁の発生源対策の充実を図る。

②保水力の向上と地下水のかん養

- 市街地における緑化の推進など、都市内の保水力の向上を図る。
- 透水性舗装の導入の推進、雨水地下浸透柵の整備の推進など、雨水の浸透の向上を図る。
- 地下水の適正利用、地下水汚染防止対策の推進など、水循環に配慮した地下水の保全を図る。

③身近な水環境とのふれあいの創造

- 井戸や湧水の復活・再生の推進などを図り、水環境を身近に感じられる場を広げる。
- せせらぎ、泉などの水辺空間を整備するなど、市街地の中に身近に水が流れ、ふれあえる場を創出する。
- 市民の川創造事業の推進などを図り、身近な水環境を保全し、自然を学び、楽しむ市民の自発的活動を促進する。

3) 環境への負荷の積極的な低減

基本目標

- ・公共交通を重視する交通体系の整備，発生源対策の強化，適切な交通需要管理などによる，自動車公害問題の深刻化の未然防止をめざす。
- ・有害化学物質の発生抑制を強化するなど，環境の質の低下を未然に防止し，生活環境が安全で快適に保たれる都市をめざす。
- ・廃棄物の増加と多様化に的確に対応して，自然環境や生活環境に負荷を与えない，廃棄物を適正に処理する体制の確立をめざす。

基本的施策

①自動車公害対策の推進

- 電気自動車，天然ガス自動車，ハイブリッド自動車などの低公害車の普及の促進，アイドリング・ストップ運動をはじめとする環境にやさしい運転マナーの定着の推進など，発生源対策を推進する。
- バス，軌道系交通機関などの公共交通を重視した交通体系を整備するとともに，適切な交通需要管理を推進する。
- 道路構造の改善の推進，道路維持管理の徹底，道路緑化の推進などにより，騒音の低減をはじめ，沿道環境の向上を図る。

②有害化学物質対策などの推進

- 有害化学物質に対する環境監視の推進，工場や事業所に対する規制や指導の強化など，環境監視の強化と発生源対策を推進する。
- 環境影響評価条例の制定と適切な運用により，公害の発生を未然に防止する。

③廃棄物の適正処理の推進

- ダイオキシン類の発生防止対策の推進，松森工場の建設などの廃棄物処理施設の適正配置，下水汚泥の適正な処理の推進，適正処理困難物の製造業者や販売業者との協力処理体制の確立などを図る。
- 産業廃棄物適正処理の指導の拡充による処理責任の明確化と適正処理の促進，産業廃棄物中間処理施設の適正立地の促進などを図る。
- 廃棄物の減量化を強力に推進し，最終処分場への負荷の低減を図る。

4) 地球環境保全対策の推進

基本目標

- ・地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の低減をめざす。
- ・環境保全に関する先進的な研究や技術開発、人材交流などを通じた技術の移転など、地球環境保全に向けた国際協力が展開され、世界に発信する環境都市をめざす。
- ・長期的視野を持って地球環境保全に取り組む、市民と企業の主体的活動をはぐくむ社会の形成をめざす。
- ・地球的視野を持って環境の保全と創造に主体的に取り組む人材の育成をめざす。

基本的施策

①地球環境保全の積極的推進

- ・二酸化炭素排出抑制型の生活様式の普及啓発、天然ガスの導入、緑の保全と創造による二酸化炭素の吸収源を増やす対策などを推進する。
- ・市民・企業・行政の適切な役割分担のもとに、フロン回収、再利用と破壊を推進する。
- ・省資源・省エネルギー、廃棄物の削減などの達成目標を掲げた市の率先行動計画に基づき、国際規格に合致する環境管理システムを確立し、行政活動における環境に配慮した取り組みを総合的かつ計画的に推進する。

②地球環境保全のための研究開発の促進と国際協力

- ・企業・研究機関・NGO（非政府組織）などの連携による地球環境保全のための先端的な研究開発を促進する。
- ・環境先進都市やアジアの諸地域との人的交流などを通じて、環境保全に関する技術やノウハウの相互交流を図り、国際的な協力を進める。

③地球環境保全に寄与する市民運動と産業活動の支援

- ・環境情報の収集と公開の推進、NGO（非政府組織）などの団体間のネットワーク化の促進など、環境に関する市民運動の支援を図る。
- ・環境管理システムの導入、企業の環境に対する公益活動の実践など、地球環境保全のための産業活動の環境づくり、市民と企業、企業と行政の活動をつなぐ仕組みづくりを進める。

④環境学習の促進

- ・環境学習コーナーの拡充、体験型の環境学習機会の創造、学校教育における環境教育の推進など、環境学習の機会の拡充を図る。
- ・地域における環境学習のリーダー育成の推進、学校教員への環境教育研修の充実など、環

地球環境時代を先導する悠久の杜の都をめざして

境学習指導者の育成を図る。

●市民や企業に期待される役割

—市民に期待される役割—

- ・貴重な自然環境を将来にわたる市民共有の資産として守り、はぐくむとともに、市民一人一人の日常生活が都市環境、ひいては地球環境に影響を与えているという認識に立ち、環境への負荷の少ない生活様式への転換を主体的に進める。

[具体的な取り組み例]

- ・森林や野生生物を守るボランティア活動やグラウンドワーク活動への積極的な参加。
- ・敷地内における自主的な緑の植栽と管理や地域共有の緑の共同管理。
- ・省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した商品やサービスの選択とリサイクル活動の積極的な推進。
- ・自動車利用の自粛、冷暖房温度の適正化など、環境への負荷の少ない生活様式への転換。

—企業に期待される役割—

- ・地域社会の構成員としての社会的な役割を積極的に分担する視点に立って、環境の保全と創造にかかわる各種活動への主体的な参加を図るとともに、産業活動の各段階における環境負荷の低減と環境にやさしい商品やサービスの提供に努める。

[具体的な取り組み例]

- ・グラウンドワーク活動などの地域の環境改善活動への積極的な参加。
- ・緑の公開空地の創出、工場や事業所の緑化とビルの窓辺緑化の推進。
- ・省エネルギー型の設備機器の導入と環境管理システムの積極的な導入。
- ・循環利用の可能な製品の使用やシステムの導入、廃棄製品や容器包装の自主回収とリサイクルの推進。

第4章 分野別計画

地球的交流の要となる新しい中枢都市をめざして

1 仙台と東北の自立的な発展を支える高次な都市機能の集積

動向と課題

- ・地球規模での地域間の競争と連携の時代、さらにはやがて来る人口減少時代の中で、地域には自立的かつ持続的に発展していく新たな力が必要となる。21世紀の国土を先導すべき地域として期待される東北にあって、仙台には、中央と東北地方を中継する役割を超えて、東北各地域の多様な連携を支え、産業の振興や地域活性化を支援する役割が求められる。
- ・中央と地方の枠組みや国境をも越えた地域間の交流と連携を支える広域的な観点からの基盤整備が必要である。仙台には、新しい中枢機能として、世界と東北を結ぶ国際交流基盤の整備や国際経済交流機能の集積が求められる。
- ・生活や文化にかかわる高次なニーズの増大に対し、広域的な交流と連携によってこたえていくことは、成熟時代の東北の課題である。仙台はその核として、商業やアミューズメント機能の集積を図るとともに、観光、コンベンションなど広域的な交流機能を強化していくことが求められる。

施策の体系

- 1 仙台と東北の自立的な発展を支える高次な都市機能の集積
 - 1) 東北各地域との連携の推進
 - 1.地域間連携の推進
 - 2) 世界と仙台・東北を結ぶ国際交流拠点機能の強化
 - 1.公共施設・民間施設緑化の推進
 - 1.国際交流基盤の強化
 - 2.国際経済交流の推進
 - 3) 人々が集い、ふれあう広域交流機能の拡充
 - 1.アミューズメント機能の充実
 - 2.観光・コンベンション機能の強化

1) 東北各地域との連携の推進

基本目標

- ・東北の自立的な発展を支える基盤として、文化、スポーツ、広域観光やコンベンションにおける交流、都市と豊かな自然を有する地域の交流などを進め、東北における多様な機能連携の形成をめざす。
- ・東北における新産業の創造や地域活性化に向けた広域連携を進める。
- ・東北の広域的な連携を支える基盤の形成をめざす。

基本的施策

①地域間連携の推進

- 南東北中枢広域都市圏構想をはじめ、文化・スポーツ分野での広域的な交流、東北各地域の多自然居住地域との交流と連携など、東北の各地域の機能や特性を生かし合う多様な広域連携を促進する。
- ゲートウェイ機能、コンベンション機能など、仙台に集積している中枢機能と各都市や地域の特性や資源を相互に生かし、広域的な観光・コンベンション機能の強化を進める。
- 東北インテリジェント・コスモス構想の推進など、学術研究分野における連携を強化するとともに、産業、技術、学術などの情報、人材育成機能、情報産業などの集積の促進を図り、東北における新産業創造や産業活性化の支援機能の集積を高める。
- 常磐自動車道、三陸縦貫自動車道など、東北の地域間連携の基礎となる広域的幹線道路網の整備を促進する。

2) 世界と仙台・東北を結ぶ国際交流拠点機能の強化

基本目標

- ・東北とアジアの結びつきを強化し、さらに世界の主要拠点と直接結びつく、地球的交流時代にふさわしい国際交流基盤の形成をめざす。
- ・国境を越えた多様な地域との経済交流を積極的に進め、仙台と東北の経済の自立的発展を支える国際経済拠点の形成をめざす。

基本的施策

①国際交流基盤の強化

- アジア、そしてさらに欧米方面への路線の拡大、航空貨物取扱い体制の強化など、広く世界との交流の玄関口となるグローバルゲートとしての仙台空港国際化の促進を図る。また、アジアにおける拠点空港のあり方を展望し、新規整備も視野に入れながら空港機能の拡充に向けた将来構想の検討について、関係機関との連携を図っていく。
- 関係機関と連携し、仙台国際貿易港の機能の拡充を図る。そのため、港湾施設の整備促進、仙台港背後地地区の整備、輸入貨物ターミナルの整備など輸入促進基盤整備事業の推進、外貨貨物の集約誘導、国際物流経路の拡大などを推進する。
- 自動車専用道路、軌道系交通機関など、ゲートウェイ機能と結節する交通体系の整備を促進する。

②国際経済交流の推進

- 国際物流構造の変化に対応して、国際物流関連企業の立地促進、国際物流支援機能の集積促進など、本市の流通業や東北の製造業の自立的発展を支える国際物流拠点機能の形成を図る。
- 海外に向けたシティーセールスの拡充により、海外企業の誘致を促進する。
- 国際ビジネス人材の育成を図るとともに、海外の地域や企業との技術提携、共同開発研究、部品や製品の相互調達など、国際的な産業活動を促進する。
- 国際会議、見本市など、アジアをはじめ海外との経済分野における交流の促進を図る。

3) ひとびとが集い、ふれあう広域交流機能の拡充

基本目標

- ・多彩な楽しさにあふれ、市民のみならず、広域的に人々が集い、新しい生活文化を生み出す都市の魅力を高める。
- ・精神的豊かさ、体験する楽しさ、健康増進、ふれあいなどの多様なニーズに対応する、奥行きのある深い魅力を持つ観光機能を高める。
- ・アジアなど海外からの観光ルートを確立し、国際性を有する東北の観光拠点としての機能を高める。
- ・国際的な会議やイベントが開催され、世界的規模で人々が集うコンベンション機能の向上をめざす。

基本的施策

①アミューズメント機能の充実

- ・商店街の環境整備や建築物総合設計制度の活用による緑あふれる空間の形成、生活提案型の商店の集積など、快適にショッピングや飲食を楽しめる、多彩な魅力に包まれた商業空間の創造を促進する。
- ・音楽堂の建設などの芸術・文化施設の整備やワールドカップサッカーなどの国際的スポーツ大会の誘致を図り、芸術やスポーツのイベント開催を促進する。
- ・適正立地の促進など、都市型アミューズメント産業の振興を図る。

②観光・コンベンション機能の強化

- ・地域の観光資源を生かした個性あふれる観光地づくり、広域的なネットワークの形成、誘客宣伝活動など、企業や地域との連携や広域的な連携のもとで、仙台の観光の魅力を高め、観光関連産業の振興を図る総合的な取り組みを促進する。
- ・杜の都の歴史の象徴となる仙台城長櫓（うしとらやぐら）の復元整備、豊かな自然に包まれて地域の文化や歴史とふれあえるせんだい秋保文化の里の整備など、様々なニーズに対応した観光施設の整備や観光地の環境整備を図る。
- ・観光地やレクリエーション地区への交通環境の改善を促進するとともに、観光情報提供の充実を図る。
- ・海や山にも恵まれた仙台の条件を生かした海水浴、スキーなどのレクリエーション、まつりやイベント、食文化の創造、自然や田園の暮らしを体験するグリーンツーリズムなど、地域の多様な資源を生かした観光・レクリエーションの魅力の開発や多彩なプログラムづくりを促進する。
- ・広域的な相互協力と連携を深め、東北の多様な資源を活用した広域的な観光ルートの設定

や誘客を促進する。

- アジア諸国も念頭に置いた積極的な外国人観光客の誘致を図る。
- 国際的な会議やイベントの誘致を図る。そのため、広域的な連携による誘致活動を促進するとともに、来訪者が楽しめる都市の魅力づくりにも配慮し、コンベンション施設や国際化に対応した案内板の整備の促進、コンベンションを支援する産業やボランティアの育成、心のこもったもてなしの意識の形成などを図る。

2 世界に開かれ、国際社会に貢献する都市づくり

動向と課題

・人・モノ・情報が国境を越えて行き交い、暮らしや経済活動が相互にかかわり合う地球的交流はさらに広がる。それは都市の機能やシステムと個性が、都市内外において世界的視点から評価される時代である。国籍の多様化などが進展する中で、それぞれの文化や意識の違いを認め合う開かれた都市風土は、21世紀型の都市の条件となる。同時に、国際社会で必要とされる学術、技術などの情報の世界に向けた発信、直接世界と結びついた経済交流など、多様な主体による国際交流活動が展開される海外に開かれた社会を形成し、地域の新たな活性化と自立的な発展を図ることが必要となる。

施策の体系

2 世界に開かれ、国際社会に貢献する都市づくり

1) 世界に開かれた都市づくり

1. 豊かな国際感覚を持つ都市風土の形成
2. 多様で重層的な国際交流活動の促進
3. 地球的交流時代に対応する都市機能の整備

1) 世界に開かれた都市づくり

基本目標

- ・国籍、言語、文化などの異なる人々との交流の増大に対応して、様々な差異を超えたコミュニケーション能力の増進を図りながら、日常的な交流を促進し、互いの多様性を認め合い、快適に暮らしていける共生社会の実現をめざす。
- ・市民や民間団体が相互に連携を図りながら、様々な分野において、アジアをはじめとする海外諸都市との多様で重層的な交流をつくりだす。
- ・地球的交流時代にふさわしい、多様な国際交流を支える都市機能の集積を高める。

基本的施策

①豊かな国際感覚を持つ都市風土の形成

- 市立のすべての中学校と高等学校に外国青年を外国語指導助手として配置するハローワールドプランの推進など、語学教育や国際理解教育の推進を図るとともに、外国人の日本語学習を支援するボランティア団体の協力も得て、相互のコミュニケーション能力の増進を図る。
- 留学生との交流など、国籍などにかかわらず市民が相互に交流し合う場の拡充によって日常的な交流を促進するとともに、外国語指導助手など、仙台で活動する外国青年と地域住民との交流ネットワークづくりなどを進める。
- 留学生、研究者をはじめ、海外からの来訪者や外国籍市民にとって活動しやすく、暮らしやすい環境づくりを進める。そのため、文化、慣習、意識などの違いを超えた共生社会の実現をめざすナイス・リンク・プランの策定と推進、国際交流ボランティアの支援、英語案内、ローマ字併記をはじめ行政情報提供サービスの向上などを図る。

②多様で重層的な国際交流活動の促進

- アジアをはじめ、海外に向けた積極的なシティセールスの展開など、国際交流の基礎となる周知活動を強化する。
- 国際姉妹都市や友好都市を中心とする市民・企業・地域の多様な国際交流活動の支援や担い手の育成を図る。
- 経済、文化、環境など、多様な分野において世界の諸都市との交流と連携を広げる。
- 地球環境問題への対応、技術研修生受け入れ体制の整備など、協力型の国際交流活動の推進を図る。

③地球的交流時代に対応する都市機能の整備

- 仙台空港の国際化や仙台国際貿易港の整備の促進とこれらと結節する交通体系の整備の促進を図る。

地球的交流の要となる新しい中枢都市をめざして

- 外国公館や国際的機関の誘致促進と海外事務所などの在外の国際交流拠点整備の促進を図る。
- 国際物流関連企業の立地促進，国際物流支援機能の集積促進，輸入促進基盤整備事業の推進などの国際経済拠点機能の高度化や国際コンベンション機能の充実などの国際交流機能の強化を図る。

3 都市の活力と生活の豊かさを支える産業の振興

動向と課題

- ・高齢化，少子化，やがて来る人口減少などによる広域的な規模での市場構造の変化，国際化や情報化による競争条件の変化など，仙台の産業をとりまく環境には，今後さらに大きな変動が予想される。一方ではその中で新しい需要が生まれ，新しい産業活動の可能性も広がる。これらに対応して，就業や所得の機会と豊かな生活を求める市民ニーズを満たし，都市圏と東北の発展を支える活力ある産業構造の形成に向けた主体的で計画的な取り組みが求められる。
- ・住民の暮らしと地域の活力を支え，また，広域的な集客により本市経済を支える商業機能の役割は今後とも大きい。加えて快適な余暇空間を提供し，新しい生活文化を生み出す役割も重視されてくる。流通構造や購買行動の変化に伴い，商業立地の動向も変化しつつあり，高齢化の進展，環境，交通などの条件を踏まえ，まちづくりと一体的に商業機能の集積を図ることが必要となる。また，卸売業には，これまでの中継的役割を超え，自立的な需要開発や国際物流の展開が求められる。
- ・本市経済に新しい成長力を生みだしていくため，新産業の育成が必要である。情報・通信産業をはじめ，独創的な研究成果を基礎とする，広域規模で先導的な産業に加え，情報化，高齢化，環境保全，余暇など成熟社会のニーズをとらえた，新しい分野での産業の形成に向けて，多様な起業促進が求められる。
- ・消費需要の多様化や情報化の進展に伴い，都市内工業に対する需要は高まると見込まれ，生活文化関連，情報関連など，都市的需要にこたえる製造業の機能強化が求められる。また，国際分業や需要の成熟化が進む中で，研究開発機能の集積を生かし，高度な開発力を持つ製造業の振興が求められる。
- ・担い手の高齢化，農産物輸入自由化の拡大など，農業経営環境に厳しさが増す一方，農産物需要の多様化，農業地域の生活文化や田園環境とのふれあい指向，農業の果たす公益的機能への期待など，市民の新たなニーズも高まっており，これらに積極的にこたえる農業の振興が求められる。

施策の体系

3 都市の活力と生活の豊かさを支える産業の振興

1) にぎわいや豊かな生活文化をつくる産業の振興

- 1.市民の暮らしとまちの魅力を支える小売商業・サービス業の振興
- 2.流通業の機能強化
- 3.生活文化をつくる地場産業などの振興

- 2) 新産業の創出など創造的な産業活動の推進
 1. 独創的な技術を生かした新産業の創造
 2. 多様な新分野での起業化の推進
 3. 起業や創造的な産業活動を支援する産業支援型サービス業の振興
 4. 中小企業の活力の向上
- 3) 付加価値の高い工業の振興
 1. 研究開発型工業の集積促進
 2. 都市型工業の集積促進
 3. 適正な工業立地の促進
- 4) 都市型農業の振興
 1. 多彩な農業生産の促進
 2. 市民と農業のふれあいの推進
 3. 集落地区の整備

1) にぎわいや豊かな生活文化をつくる産業の振興

基本目標

- ・都市のにぎわいと新しい生活文化を生み出す都心の商店街の集積を、重要な都市の資源と位置づけ、その魅力を高める。
- ・地域の暮らしを支える地域商業機能の適正配置と活性化をめざす。
- ・市民の豊かな日常生活や余暇生活を支えるサービス業の機能を高める。
- ・産業構造の変化に対応し、仙台の産業の要である流通業の機能を高める。
- ・地場産業など、都市の生活文化を伝え、つくり出す産業の集積を高める。

基本的施策

①市民の暮らしとまちの魅力を支える小売商業・サービス業の振興

- 魅力ある商業空間形成など、都心や広域生活拠点における商業機能の強化を促進する。
- 地域特性を生かし、計画的なまちづくりとの整合を図りながら、地域商業機能の適正配置を促進する。
- 情報化の推進、快適な空間の整備とともに、地域づくりに主体的にかかわり、これと一体となって進める商店街の活性化事業を支援する。
- 市民生活に密着し、多様なニーズにこたえるサービス業の振興を図る。

②流通業の機能強化

- 情報機能の強化、商品開発など企画機能の形成、流通加工などへの業態転換、規模の拡大、共同化など、卸売業の機能強化に向けた対応の促進を図る。
- 多頻度少量化、国際化、機能分化などの流通構造の変化に対応する物流施設の集約化や新規立地を図りながら、適正立地を促進する。また、仙台港背後地地区や泉大沢地区において、それぞれの立地特性に応じ、国際物流機能拠点、広域物流機能拠点や地域配送機能拠点の形成を図る。

③生活文化をつくる地場産業などの振興

- 商品開発力、デザイン開発力や市場開発力の強化を促進するなど、仙台に根ざす地場産業の振興を図る。
- 伝統的な技法や新しい感覚を生かし、個性と魅力ある生活文化を彩るクラフト産業の振興を図る。

2) 新産業の創出など創造的な産業活動の推進

基本目標

- ・学術研究機能の集積をさらに高め、大学などの研究機関が持つ技術、知識、情報、人材育成機能などを生かして、仙台の経済に新しい活力を生みだす新産業を創造していく。
- ・都市生活や時代が求める多様なニーズをとらえた、情報、医療、福祉、環境など多様な新産業分野での起業化をめざす。
- ・情報産業、デザイン産業など、新産業の創造や既存産業の創造的な活動を支援する、産業支援型サービス業の機能を高める。
- ・チャレンジ精神あふ盛な中小企業の育成などを通じ、中小企業の活性化を図るとともに、新産業創造の担い手となる中小企業の育成をめざす。

基本的施策

①独創的な技術を生かした新産業の創造

- 東北インテリジェント・コスモス構想の推進を図り、新しい産業の種となる独創的な技術やノウハウの開発を促進する。
- 起業家人材の育成、資金調達、市場開発など、新技術の産業化のための環境づくりを促進する。そのため、起業家に対する金融支援や事業化相談、東北インテリジェント・コスモス構想の産業化支援事業の推進など、関係機関と連携して効果的な施策の展開を図る。

②多様な新分野での起業化の推進

- 仙台の自立的な発展を支える産業の振興方針を定め、今後集積を高めるべき産業分野などを見定めながら、重点的な集積を図っていく。
- 起業家支援セミナーの開催、独創的な技術やノウハウを活用したビジネスプランづくりの奨励、今後成長が期待される分野での人材育成の支援などにより、起業家と起業化支援人材の育成を促進する。
- 多様なビジネスチャンスの開発を促進する。そのため、情報・産業プラザにおける地域産業の総合的な交流拠点機能を高めながら、産業情報の提供を行うとともに、産学交流、異業種交流、企業と市民・NPO（民間非営利組織）の交流、起業家間の交流などを促進し、多様な人材交流ネットワークの形成を図る。
- 創造的なビジネスプランを有し、本市で起業化を図ろうとする者に対して起業活動の場を安価に提供する起業育成室運営事業の推進、会社設立、資金調達、市場開拓などの指導・相談機能の強化など、多様な都市型新産業分野での企業育成機能を強化する。

③起業や創造的な産業活動を支援する産業支援型サービス業の振興

- 企業の情報化、商品開発、市場開発、業態開発、人材育成、経営管理などを支援する情報サ

地球的交流の要となる新しい中枢都市をめざして

ービス業，デザイン業など，産業支援型サービス業の振興を図る。

④中小企業の活力の向上

- 金融支援，経営診断・指導，組織化や共同化の支援などにより，中小企業の安定した経営基盤の確保を図る。
- 経営の改善や強化を図ろうとする中小企業の情報化の促進，技術高度化，人材育成などの支援を行うとともに，経営環境の変化に対応し，転廃業対策などを進める。
- 技術の向上や後継者の育成を支援し，中小企業の基盤となる技術と技能の継承促進を図る。

3) 付加価値の高い工業の振興

基本目標

- ・国際競争が本格化する時代を乗り越える独創的な技術力や開発力を持つ工業の集積を高める。
- ・消費財関連、情報関連など、都市圏規模で拡大が見込まれる製造機能のニーズに対して、工業の域内供給力を高める。
- ・産業構造や都市環境の変化に対応した、工業の適正な立地をめざす。

基本的施策

①研究開発型工業の集積促進

- 東北インテリジェント・コスモス構想、21世紀プラザ構想の推進、企業と大学などとの産学連携の促進、研究開発の支援などを通じて、研究開発機能の強化を促進するとともに、新技術の試験や新製品の試作を支援する産業や施設の集積を促進する。
- 研究機関や研究開発型企業の立地を促進する。

②都市型工業の集積促進

- 食品製造業、印刷・出版業など、都市的需要に対応する工業の振興を図る。そのため、研究開発、デザイン開発、市場開発などの支援や共同化の促進を図る。

③適正な工業立地の促進

- 施設老朽化や操業環境の変化に伴う工場移転の対応、新規立地の促進など、工業の適正立地を促進し、仙台港背後地地区や泉大沢地区において、それぞれの地域特性を生かした製造機能の集積を高める。

4) 都市型農業の振興

基本目標

- ・農地の保全と農業の担い手の確保や育成に努め、将来にわたって仙台の食料生産機能を維持していく。
- ・消費地に近接する利点を生かし地場流通の拡大を図り、多様化する市民ニーズに対応した都市型農業の振興をめざす。
- ・市民と農業のふれあいを進め、健康で豊かな暮らしを求める市民ニーズにこたえとともに、農業や農業地域の活性化をめざす。

基本的施策

①多彩な農業生産の促進

- 農業振興地域制度の枠組みなどに基づき、農業基盤の計画的な整備などを推進し、農地の保全と生産性の向上を図るとともに、環境と調和した農業技術の研究、指導や普及を促進する。
- 農業経営の改善を計画的に進める認定農業者など、農業経営の担い手の確保と育成を図るとともに、農業経営の支援を推進する。
- 市民の多様な需要に的確に対応し、地域の特性を生かした、野菜、花きなどの多彩な農産物の生産や市場開発の促進、有機農業の促進、技術指導普及事業の推進などを図る。

②市民と農業のふれあいの推進

- 直接市民と対面して農産物を販売する機会の創出、市民が自然や農業を体験し、農業地域の生活文化を楽しむ市民農園やグリーンツーリズムなど、農業と農業地域の活性化をめざす新しい分野の活動を促進する。
- 市民農園や農業園芸センターと一体的に広場、親水空間などを整備する大沼レクリエーションゾーンの整備を推進し、市民が自然や農業とふれあい、理解を深める場を拡充する。

③集落地区の整備

- 農業者など、地域住民の意向を踏まえて、地域の景観や環境の保全・形成と秩序ある土地利用を進める。また、生活環境の向上を図るなど、住み続けられる集落の整備をめざす。

4 高次な都市機能が連携する都市構造の形成と計画的な市街地整備の推進

動向と課題

- ・世界に開かれ、東北の自立的な発展を支える新しい中枢機能を担い、「21世紀都市・仙台」を象徴する器としての都心が求められている。そこには世界性を有する豊かな情報、文化、そして新しい産業が創造され、広域交流の場となる高次な都市機能が複合的に集積した魅力ある空間が不可欠となる。そのため、都心機能の分散や空洞化を抑制し、にぎわいにあふれ、人の息づかいが感じられる都心形成が求められる。
- ・市民生活をきめ細かに支え、新しい都市の機能や魅力を全市的に高めていく上で、市内に複数の拠点形成を図っていくことが不可欠となる。今後の都市成長を踏まえ、都市機能の拡散を避けながら、新しい都市づくりを先導する機能や個性をつくりだしていく拠点の整備が必要である。
- ・低密度な市街地の外延的な拡大の継続は、すでに環境、道路交通などの制約条件から限界に達しつつある。さらに、社会資本整備の効率性、人口成長の静止から減少へ転ずる長期的な想定からも問題が大きくなっていく。これらを踏まえ、持続的発展を支える効率的な市街地の形成が求められ、特に、軌道系交通機関や既成市街地を重視した市街地の整備を進めていくことが必要である。

施策の体系

- 4 高次な都市機能が連携する都市構造の形成と計画的な市街地整備の推進
 - 1) 都心の強化・拡充
 - 1.都市基盤整備と高度利用の推進
 - 2.魅力ある都心空間の創出
 - 3.快適な交通環境の創出
 - 4.都心定住の促進
 - 2) 高次都市機能の集積に向けた拠点の形成
 - 1.長町地区の整備
 - 2.泉中央地区の整備
 - 3.愛子地区の整備
 - 4.宮城野区・若林区区役所周辺地区の整備
 - 5.仙台国際貿易港周辺地区の整備
 - 6.青葉山地区の整備
 - 3) 良好な市街地空間の形成
 - 1.既成市街地における計画的市街地整備の推進
 - 2.周辺市街地における計画的市街地整備の推進

1) 都心の強化・拡充

基本目標

- ・中枢的な業務機能と情報機能，広域的な商業，文化，交流などの高次な都市機能などが集積し，それらが融合し，新しい都市の活力をつくりだし，仙台はもとより都市圏，東北を支えていく都心の基盤を整備する。
- ・緑，景観や地域特性を重視するにぎわいの創出と都心定住を促進し，人が快適に住み，楽しみ，交流する，魅力あふれる都心空間の形成をめざす。

基本的施策

①都市基盤整備と高度利用の推進

- 仙台駅東地区の土地区画整理事業，仙台駅北部地区などでの市街地再開発事業，優良建築物等整備事業，再開発地区計画などにより，高次な都市機能集積に向けた都市基盤の整備と土地の高度利用を進める。
- 仙石線連続立体交差事業の早期完了，東西交通軸構想の推進，仙台駅東口駅前広場整備をはじめとした仙台駅周辺の交通施設の整備を図り，都市圏や東北などと仙台をつなぐ総合的な交通ターミナル拠点としての基盤整備を推進する。

②魅力ある都心空間の創出

- 都心の各地区の特性を生かしたまちづくりを進め，個性ある機能集積を促進する。
- 回遊性のある中心商店街の形成の促進と多彩な商業空間や文化施設の誘導により，にぎわいに満ちた快適な交流・滞在空間を創出する。
- 建築物総合設計制度などの活用による緑地や広場の確保，個性を生かしたまち並景観の整備，道路や駅前広場の緑化推進などにより，緑豊かな魅力あふれる空間の創出を図る。

③快適な交通環境の創出

- 快適性にあふれた歩行者空間の創出，仙台駅東西を結ぶ歩行者ネットワークの強化など，まちづくりの計画と一体となった楽しく，美しく，人にやさしい道路空間整備を推進する。
- 駐車場と駐輪場の適切な確保と計画的な配置を誘導する。
- 公共交通相互の乗り継ぎと目的地への移動を円滑にする交通サインの整備を進める。

④都心定住の促進

- 市民・企業・行政の協働に基づき，都心の利便性を生かしながら，快適に住み続けることができる居住環境の創出を促進する。
- 住宅供給を主体とした再開発事業，地区計画などによる都市型住宅の誘導，優良な民間住宅の供給促進などにより，良質な居住空間の創出を図る。

2) 高次都市機能の集積に向けた拠点の形成

基本目標

- ・都心との適切な連携のもとに、それぞれの圏域の広がりや地域特性を踏まえ、仙台に新しい魅力を加える拠点の形成をめざす。
- ・全市的な役割分担を踏まえて、「21世紀都市・仙台」を担う都市機能の集積を図り、新しい都市づくりを先導する個性豊かな拠点形成をめざす。
- ・長町，泉中央，愛子，仙台国際貿易港周辺の各副都心については，各地区の位置づけを踏まえて整備を進める。

基本的施策

①長町地区（広域拠点）の整備

- ・都市圏南部の生活拠点機能と芸術，文化，産業などの高次な都市機能が集積する複合型の広域拠点形成をめざし，土地区画整理事業，市街地再開発事業などにより，都市基盤の整備を推進する。
- ・東北本線の鉄道高架化，都市計画道路の整備などの事業推進により，交通機能の強化を図る。
- ・音楽堂，太白区文化センターなどの芸術・文化施設や女性センターの整備とこれらも生かした新しい産業機能の立地誘導などを図る。

②泉中央地区（広域拠点）の整備

- ・都市圏北部の生活拠点機能の拡充に向けて，泉中央駅の交通ターミナル機能強化や駅周辺の道路交通環境の整備により，交通拠点機能の強化を図る。
- ・個性ある商業機能の集積促進や魅力あふれる交流空間の整備推進を図る。
- ・泉中央地区の周辺地域における軌道系交通機関を生かした土地の有効利用や市街地形成の促進を図る。

③愛子地区（地域中心拠点）の整備

- ・高い交通利便性，恵まれた自然環境などの地域特性を生かした本市西部の生活拠点機能などを担う地域中心拠点の形成をめざし，総合支所周辺における土地の有効利用，新たな市街地形成の促進，地域交流や防災機能を有する空間の創出や全市的な生涯学習施設の整備を図る。
- ・駅前広場，都市計画道路の整備など，交通結節機能の強化をはじめとする軌道系交通機関の有効活用と交通環境の向上を図る。
- ・研究開発機能や流通業務機能の集積を促進する。

④宮城野区・若林区区役所周辺地区（生活拠点）の整備

◦軌道系交通機関との連携に配慮した区的生活拠点の形成をめざし、交通結節機能の強化、地域特性を生かした市街地空間の創出、地域交流拠点の整備などを図る。

⑤仙台国際貿易港周辺地区（国際経済交流拠点）の整備

◦国際貿易港整備と連携する国際的な経済拠点の形成をめざし、土地区画整理事業の推進や仙台東部道路の整備促進を図り、新たな産業集積に向けた都市基盤と広域交通基盤を形成する。

◦国際貿易を促進する機能の拡充に向けた施設整備を推進するとともに、国際物流拠点機能などの集積促進を図る。

◦海を生かした交流機能を高め、人の行き交うにぎわいの創出を図る。

⑥青葉山地区（国際学術研究・交流拠点）の整備

◦高度な学術研究機能の一層の集積と歴史的資源を生かした文化・交流機能の充実をめざし、研究機関の立地促進、青葉山公園の整備推進と博物館や国際センターの活用促進を図る。

◦東西交通軸構想を推進し、都心や他の拠点に集積された都市機能との連携強化を図る。

3) 良好な市街地空間の形成

基本目標

- ・既成市街地の資産を重視しながら，居住環境の向上や地域の魅力づくりをめざす。
- ・周辺市街地においては，自然環境などとの調和を図りながら，軌道系交通機関の利用圏域における質の高い市街地空間の創出をめざす。

基本的施策

①既成市街地における計画的市街地整備の推進

- 道路，公園などの生活基盤施設の整備水準や木造建物密集地区における防災機能の向上を図り，市街地環境の改善を進める。
- 地域の個性を生かした良好なまち並や道路景観の整備と保全を図る。
- 軌道系交通機関沿線における土地の有効利用の促進と良好な市街地環境への誘導を図る。
- 工場跡地などの遊休地については，周辺地区との調和に配慮した土地の有効活用や再開発の誘導を図る。
- 大規模な国公有地については，長期的な展望のもとに土地の有効活用に向けた取り組みを図る。
- まちづくりに関する情報提供や専門家の派遣を進め，市民が主体的に取り組むまちづくりへの支援を図る。
- まちづくり，交通などの総合的な視野から，新たな商業機能の適正な配置に取り組むとともに，地域に密着した商業機能などの集積を生かし，個性あふれるまちづくりの促進を図る。

②周辺市街地における計画的市街地整備の推進

- 適切な土地利用の規制と適正な開発指導により，無秩序な開発を抑制する。
- 土地区画整理事業などによる軌道系交通機関を生かした市街地形成の促進，地区計画などによる地域特性を生かした土地利用やまち並誘導による良好な市街地空間の創出を図る。

5 多様な都市活動を支える総合交通体系の形成

動向と課題

- ・増大する交通量に対し、交通基盤を量的に拡大していくだけでは、質の高い交通環境の実現は難しく、広域的かつ長期的な観点から、土地利用や交通需要の管理手法を複合させる新しい視点に立った総合交通体系の構築が必要である。
- ・市民生活の利便性の向上や新しい都市構造の誘導を図る視点から、軌道系交通機関を基軸とした交通体系の整備が必要であり、特に、高次な都市機能を連携させる東西方向の交通軸の形成が重要である。
また、過度に自動車に依存しない都市づくりを進める上で、円滑な都市活動を支える公共交通の機能拡充が求められる。
- ・交通渋滞の解消、円滑な物流の確保、広域交流の促進などの視点から、都市計画道路をはじめとした幹線道路整備の重要性は今後とも高く、公共交通を主体とする交通体系を重視し、投資効果を高める整備の重点化が強く求められる。
- ・市民との協働を基礎とする計画づくりや施策展開による効果的な交通需要管理に取り組むことが必要である。

施策の体系

- 5 多様な都市活動を支える総合交通体系の形成
 - 1) 公共交通の機能拡充
 - 1.東西交通軸構想の推進
 - 2.既存の軌道系交通機関の機能強化
 - 3.公共交通の利便性の向上
 - 2) 基幹的な道路網の整備
 - 1.自動車専用道路の整備促進
 - 2.幹線道路網の整備
 - 3) 交通機関相互の連携強化
 - 1.交通結節機能の強化
 - 4) 適切な交通需要管理の推進
 - 1.自動車交通需要の適正化

1) 公共交通の機能拡充

基本目標

- ・学術研究機能，中枢業務機能，広域的な商業・文化機能，流通機能などを結び、「21世紀都市・仙台」を支える都市機能が連携する新しい東西の都市軸を形成するため，東西交通軸構想の実現をめざす。
- ・東西交通軸構想や既存の軌道系交通機関の機能強化を推進し，定時性や速達性に優れ，環境負荷の少ない，軌道系交通機関を基軸とする交通体系の形成をめざす。
- ・都市圏における将来の公共交通体系を展望するとともに，軌道系交通機関，バスなどの利便性と快適性を高め，利用しやすい公共交通の環境整備と都心や拠点への到達時間の短縮をめざす。

基本的施策

①東西交通軸構想の推進

- 東西交通軸構想（八木山付近～青葉山～都心～東部流通業務地区付近）の推進を図る。
- 東西交通軸を地下鉄南北線とJR在来線に結節させ，拠点間の連携を高める都市内の軌道系交通体系の構築を推進する。

②既存の軌道系交通機関の機能強化

- 仙石線連続立体交差事業の早期完了と東北本線（長町地区）や仙山線（中江～北仙台）の鉄道高架化事業の推進を図る。
- 今後の需要増加に対応し，地下鉄南北線の輸送能力の強化を進める。
- 東北本線（諏訪町地区），仙石線（新田地区）など，JR在来線における新駅の設置を促進する。

③公共交通の利便性の向上

- 軌道系交通機関との結節を重視したバス路線網の見直しやバス交通を優先する道路整備などのバス優先施策の拡大を進め，公共交通の定時性の確保を図る。
- 高齢者，障害者などが利用しやすい公共交通の施設や車両の改善を行い，人にやさしい公共交通機関の整備促進を図る。
- 公共交通機関相互の連携や利便性を高める運行ダイヤ編成を進め，公共交通利用の需要喚起を図る。
- 都市の環境保全，高齢化社会への対応などを一層重視しながら，将来の都市内の公共交通について，新たな交通システムも視野に入れ，研究を行う。
- 都市圏における都市機能の連携強化をめざし，関係機関との役割分担のもとに，将来の軌道系交通体系の検討を進める。

2) 基幹的な道路網の整備

基本目標

- ・仙台と都市圏や東北との連携強化に向けた、広域的な道路交通ネットワークの形成をめざす。
- ・公共交通機関との連携のもとに、都市内の幹線道路整備の重点化を図り、都心や拠点への到達時間の短縮をめざす。

基本的施策

①自動車専用道路の整備促進

- 仙台南部道路の事業推進を図るとともに、仙台東部道路と北部道路の整備を促進し、都市圏における環状の自動車専用道路ネットワークを形成する。

②幹線道路網の整備

- 軌道系交通機関と結節する道路の整備推進を図る。
- 渋滞緩和、自動車交通の整流化などをめざす国道、県道や都市計画道路の整備推進を図り、放射状、環状の幹線道路ネットワークを形成する。
- 東西交通軸構想に関連する道路網整備を推進する。

3) 交通機関相互の連携強化

基本目標

- ・交通結節機能の拡充を図り，公共交通を中心とした交通体系の形成をめざす。

基本的施策

①交通結節機能の強化

- 仙台駅周辺の交通施設整備や泉中央駅の機能強化を推進し，交通ターミナル機能の強化を図る。
- 駅前広場の整備，鉄道駅周辺での駐車場の整備や民間駐車施設の有効活用の促進により，交通機関相互の乗り継ぎ機能の強化を図る。
- 自転車などによる交通利便性を高める駐輪場の整備を推進する。
- 鉄道駅におけるエスカレーターやエレベーターの設置を促進し，軌道系交通機関への乗り継ぎに対する抵抗の軽減化を図る。
- 鉄道駅周辺での生活利便施設の配置や誘導を促進し，交通結節点として利便性を高める。

4) 適切な交通需要管理の推進

基本目標

- ・市民・企業・行政の協働に基づき、公共交通を重視した交通需要管理を推進し、都心などへの自動車流入の適正化や円滑な交通流の実現をめざす。

基本的施策

①自動車交通需要の適正化

- バス・アンド・ライド，パーク・アンド・ライドなどを拡充し，自動車利用から公共交通利用への転換を促進する。
- 時差通勤やフレックスタイムの拡大により，ピーク時の交通需要の平準化を促進する。
- 都心での駐車場案内システムの整備を推進するとともに，関係機関との連携を図りながら，ITS（高度道路交通システム）の導入への取り組みを進める。
- 公共交通の利用促進のため，関係機関との連携のもとで，運賃体系の検討や市民，企業との協働による都市交通における社会実験に取り組むなど，公共交通優先の施策展開に努める。
- 貨物集配の効率化の促進や違法駐車防止に努め，道路空間の有効活用を図る。

●市民や企業に期待される役割

—市民に期待される役割—

- ・自ら多様な交流の担い手となるとともに、本市を訪れる人々などへの心のこもったもてなしを心がけ、仙台の魅力を高める。
- ・まちづくりの担い手として、良好な市街地環境の創出に努める。

[具体的な取り組み例]

- ・多様な市民活動を通じた広域的な交流と連携。
- ・外国人とのコミュニケーション能力の向上。
- ・まつり、イベントなど多様な地域文化の継承と創造。
- ・訪問客に対する親切なもてなしなど、活発な交流を支える市民意識の形成。
- ・まちづくりへの提案や様々なまちづくりの活動による居住環境の向上。
- ・過度の自動車利用の抑制による交通条件の改善。

—企業に期待される役割—

- ・新しい事業機会を積極的にとらえた創造的な事業展開を図り、仙台の活力を高めるとともに、多様な就業機会を創出する。
- ・杜の都の環境と調和し、暮らしやすさや動きやすさを重視した効率的な都市空間の形成を進め、都市としての質をさらに高める。

[具体的な取り組み例]

- ・国際貿易、海外との技術提携、海外への技術移転など、積極的な国際経済交流の推進。
- ・楽しさと快適さにあふれた商業空間の創造、質の高い生活文化の提供、名産品づくり、新たな観光資源や観光プログラムの開発、訪問客への心のこもったもてなしなど、魅力ある交流環境の形成。
- ・研究機関や高等教育機関との連携、異業種交流などを通じた多様な分野における事業機会の開発や人材の育成。
- ・豊かな市民生活、質の高い都市空間の形成にかかわる分野など、これから求められる新たな事業分野の積極的な開拓。
- ・安全性、新鮮さなど、多様な市民ニーズにこたえる農産物生産や自然や農業とのふれあいを求める市民のニーズにもこたえる農業の展開。
- ・魅力ある市街地空間の整備や地域活性化の主体的な推進。
- ・軌道系交通機関や既存市街地を重視した土地の有効利用と市街地形成。
- ・時差通勤の拡大や物流の効率化の推進による自動車交通需要の適正化。

第4章 分野別計画

未来を創造する世界の学都をめざして

1 高度な研究機能や情報機能の集積による、未来を創造する知識情報社会の形成

動向と課題

- ・経済活動の成熟化，精神的豊かさと自由な選択を求める価値観の変化などを背景に，知識や感性が新たな質の高い都市の成長をもたらす時代となり，それらを重要な資源として積極的に育てていくことが求められる。また，仙台の資源である学都の知的集積を生かし，人材の育成と交流を通じて新たな価値を創造し，我が国のみならず，アジアさらには世界における諸課題の解決と豊かさの実現に貢献する，アジアの知的拠点的形成する都市づくりが求められる。
- ・インターネットなど情報通信手段やネットワーク技術の飛躍的な発展により，高度情報化時代が到来しつつあり，人材，市場，ノウハウなど都市の成長資源を，広く世界に求めることが可能な時代となる。情報を自在に生かす能力を備えて，世界の知的資源と協働して新しい価値や情報を創造することが期待される。

施策の体系

- 1 高度な研究機能や情報機能の集積による，未来を創造する知識情報社会の形成
 - 1) 創造性豊かな研究機能の拡充
 - 1.創造的人材の育成と集積
 - 2.研究機能の高度化の促進
 - 3.研究成果の社会への還元促進
 - 2) 高度情報機能の集積
 - 1.地域情報化基盤の整備
 - 2.情報創造力のかん養

1) 創造性豊かな研究機能の拡充

基本目標

- ・高等教育機関や研究機関の集積度を高め、新しい都市の活力を生む知的生産活動の担い手となる、優れた人材の育成と集積をめざす。
- ・産業活動，都市づくり，市民生活などの課題にこたえ，時代を切り開く高度な研究活動の展開をめざす。
- ・研究機関，研究開発型企業，在仙の有識者など，学都の多様な知的資源の連携と役割分担のもとに，優れた研究成果を社会に還元する。

基本的施策

①創造的人材の育成と集積

- 初等中等教育において，子どもたちに柔らかな感性を養う教育，科学的素養を育成する教育など，豊かな創造性をはぐくむ教育を推進する。
- 進学機会の拡大と教育や研究ニーズの変化に対応する，大学，短大，大学院などの高等教育機関の新增設を促進する。
- 大学などの研究機関や研究開発型企業の誘致，自然科学をはじめとする多様な学術分野の先端研究や学際研究の育成や支援などにより，創造的研究活動を担う人材の育成と集積を図る。
- アジアをはじめ，世界から集まる留学生や研究者に対する研究支援，家族を含めた生活支援により，暮らしやすく，安心して研究活動ができる環境整備を進め，優れた留学生や研究者が定住，交流する都市づくりを推進する。

②研究機能の高度化の促進

- インテリジェント・コスモス学術振興財団を通じた大学などにおける高度な研究活動の促進，企業の主体的な研究機能の高度化と企業間の研究機能の連携の促進などを図る。
- 世界の研究者を集め，最先端の研究分野での知的触発を誘導する国際会議を開催するなど，学術研究分野の交流を促進する。
- 複雑に入り組んだ都市課題に専門分野の枠を超え，さらには市民・企業・行政が連携して取り組む学際的な調査活動，研究活動などの促進を図る。

③研究成果の社会への還元の促進

- 東北インテリジェント・コスモス構想，東北アプリケーション・リサーチセンター構想，21世紀プラザ構想の推進など，優れた研究開発成果を活用した効果的な産業化支援策の展開を図る。
- 地域に開かれた大学づくりの観点から，大学などの研究機関が，企業，市民などとの多様

な連携を主体的につくりだしながら、技術、知識、情報、活動機会、人材供給などの知的資源や機能を、新産業の創出、地域活性化、市民活動の支援、強化などに積極的に発揮していくことを促進する。また、学生が創意を積極的に生かして、まちづくりに主体的に取り組む環境づくりを進める。

2) 高度情報機能の集積

基本目標

- ・市民や企業が自在に情報に触れ、活用できるような、高度情報通信基盤の構築をめざす。
- ・高度情報化の急速な進展に対応し、市民や企業が情報を活用し、創造する力を高める。

基本的施策

①地域情報化基盤の整備

- インターネットの普及、デジタル化など、産業分野から基礎的な生活環境の分野にまで広がる、世界的な情報環境の変化に対応しながら、現在と将来のニーズに柔軟に対応できる地域の情報通信システムや情報通信ネットワークの整備を促進する。
- 市民サービスの質的向上と行政の効率的運営をめざす市役所庁内LAN導入、各種行政サービスにおける情報処理システムの拡充など、行政情報システムの整備とネットワーク化を推進する。
- 大学などの研究機関、企業、市民が主体的につくりだす多様な連携を生かして、情報データベースの整備、ネットワークによる情報交流などを促進し、地域の課題解決や人材活用に役立つ情報資源の集積と整備を図る。

②情報創造力のかん養

- 市立の小学校と中学校におけるコンピュータ機器の導入や更新、学習素材や子どもたちの関心を世界に広げるインターネットの活用技術習得など、情報教育を強化し、子どもたちが情報を活用し、創造する能力を高める。
- 情報・産業プラザでの情報化推進ボランティアの養成、地域産業の情報化の促進などにより、市民や企業が高度情報システムを利用し、課題解決に必要な情報を取捨選択し、再構成して、的確な情報を活用し、創造できる知識や能力の向上を図る。
- 仙台ソフトウェアセンター事業の推進などにより、高度情報システムを産業活動や市民生活に導入する専門的人材の育成を図る。
- せんだいメディアテークの整備などにより、高度情報システムを活用した新しい映像、音などの情報創造活動や障害者などのコミュニケーション支援活動を促進し、その成果の蓄積と共有を図る。
- 個人情報保護、情報弱者対策など、人にやさしい情報化の推進を図る。

2 創造力と心の豊かさをはぐくむ、自己実現ができる生涯学習社会の形成

動向と課題

- ・ 21世紀の都市は、激しい時代の変化を主体的に受けとめ、自らを律しつつ他人を思いやる豊かな人間性を持ち、自立して社会生活を送ることができる「生きる力」を持つ市民によって、はじめて支えられる。時代の課題をとらえた教育、学校と地域の融合、子どもが自ら学ぶ環境づくりなど、未来の市民の心と身体をはぐくむ教育の充実が求められる。
- ・ 社会変化に対応して新たな知識の絶え間ない習得を求め、自己実現を求める生涯学習の重要性は増し、それは消費的活動から、市民一人一人の心と知力を豊かにし、ひいては都市の人的活力を高める生産的活動としての性格を強めていく。市民が主体的に取り組む多様な学習機会の拡大や、学習成果を生かせるような環境づくりが求められる。

施策の体系

2 創造力と心の豊かさをはぐくむ、自己実現ができる生涯学習社会の形成

- 1) 未来の市民をはぐくむ教育の充実
 - 1.心と身体をはぐくむ人間教育の推進
 - 2.時代や個性に合わせた教育内容の充実
 - 3.特色ある多様な教育環境の整備
- 2) 豊かな生涯学習機会の創出
 - 1.創造的生涯学習活動の促進
 - 2.学習成果を暮らしと社会に生かす環境づくり

1) 未来の市民をはぐくむ教育の充実

基本目標

- ・家庭・地域・学校の連携のもとに、21世紀を担う子どもたちの調和のとれた人格の形成をめざす。
- ・時代の潮流に積極的に対応する教育と子どもの個性を尊重する教育を充実させる。
- ・学校教育環境や多様な校外学習環境を整備し、子どもが自ら考え、学ぶ意欲を養う機会をつくる。

基本的施策

①心と身体をはぐくむ人間教育の推進

- スクールカウンセラーの配置，スクールアドバイザーの派遣，適応指導の充実など，いじめの防止対策と登校拒否児童の視点に立った対策を推進するとともに，ボランティア教育，道徳教育，男女平等教育の推進など，すべての生命の尊厳や権利を認め合う教育の充実を図り，豊かな心を持ち，たくましく生きる人間の育成を進める。
- 学校外活動の充実や地域社会の教育力の向上を図り，完全学校週5日制を支える学校と地域の融合を推進する。そのため，地域ぐるみの子どもの健全育成の推進，学校施設開放の推進，学校開放講座の充実などを図るほか，学校教育に地域のボランティア人材を積極的に活用するなど，地域に開かれた創意ある学校運営の推進を図る。
- 家庭教育学級，家庭教育相談の実施など，健やかさをはぐくむ家庭教育の充実を図る。

②時代や個性に合わせた教育内容の充実

- 市立のすべての中学校と高等学校に外国青年を外国語指導助手として配置するハローワールドプラン，体験学習と地域学習を通じた環境教育，国際理解教育，情報教育，福祉教育などの多様な教育を推進し，また，豊かな人間性と専門性を高める教職員の人材育成を進めるなど，社会の変化に対応した教育の充実を図る。
- 障害児教育の充実，病気などで入院中の児童生徒のための院内学級の整備充実，市立の小学校と中学校での外国人児童生徒指導の充実など，子どもの個性や置かれた状況にあわせた一人一人を生かす学習指導の充実を図る。

③特色ある多様な教育環境の整備

- 緑や生態系の教育効果に配慮したゆとりとうるおいのある教育環境の整備，耐震性に配慮した校舎，屋内運動場などの新增改築，児童生徒の学習意欲と自主性をはぐくむコンピュータ室などの特別教室，実習施設や多目的ルームの整備など，新しいニーズに対応する学校施設の整備を推進する。
- 科学館，博物館，天文台，富沢遺跡保存館など，子どもが自ら学ぶ多様な学習環境の活用

未来を創造する世界の学都をめざして

の促進と、利用しやすい施設の整備や改善を進める。

2) 豊かな生涯学習機会の創出

基本目標

- ・高等教育機関・市民・企業・行政の多様な連携などを推進し、市民が生涯学習機会の選択の幅を主体的に広げることができる環境をつくる。
- ・市民が生涯学習の成果を暮らしと社会へ還元し、自己実現していく機会を拡大する。

基本的施策

①創造的生涯学習活動の促進

- 創造的な生涯学習活動ができる場を広げる。そのため、太白区図書館や中央図書館的役割を持つ青葉区図書館の整備、貸出、返却、検索など市民サービスの向上をめざす図書館サービスのネットワーク化の推進、学校施設の開放などを進める。
- 市民が生涯学習に参画する機会を広げる生涯学習情報の提供を充実する。
- 市民が主体的に生涯学習プログラムを創造するなど、市民ニーズに合った生涯学習プログラムの質的向上を図るとともに、余裕教室を地域のボランティア団体などの活動場所として提供するマイスクールプラン21の推進などにより、市民の主体的な生涯学習活動を促進する。
- 大学などの高等教育機関、専門学校、民間教育機関などが連携する学都仙台ネットワークの形成を図り、高等教育機関などの持つ資源を生かして市民の生涯学習機会の選択の幅を広げる。

②学習成果を暮らしと社会に生かす環境づくり

- 生涯学習活動団体のネットワーク化、マルチメディアの活用などにより、生涯学習の成果を発表する場や機会と情報提供の充実を図る。
- 学習成果をボランティアなどの市民の公益活動に生かす場を広げる。そのため、生涯学習ボランティアの推進をめざして、博物館などの生涯学習施設でのボランティア、文化財ボランティア、日本語教師ボランティアなどの育成と活動の促進を図る。
- 社会教育指導者や社会教育関係団体の育成と連携を図り、地域学習を通じた魅力ある地域づくりなどを推進する。
- 資格形成や起業化に結びつく高度な学習機会の創出を促進する。

3 世界性を持つ都市の個性をはぐくむ豊かな都市文化の創造

動向と課題

- ・心の豊かさをはぐくむ文化創造活動は、成熟した社会の市民生活に不可欠の条件となり、さらに高度な芸術文化を享受し参加できる機会の有無が、地球的視野で都市の魅力を計る一つの尺度となる。市民の創造的な文化活動や豊かな感性をはぐくむ素地の上に優れた才能が開花し、世界レベルの芸術文化活動が展開される都市づくりが求められる。
- ・自由で質の高い都市生活を求める意識、健康への関心の高まりなどを背景に、スポーツの楽しみ方が多様化してくる。すべての市民の生涯を通じたスポーツ活動の環境づくりが期待され、また、本市の競技スポーツの技術水準を引き上げ、仙台独自の魅力を高めていく国際的な水準のスポーツ大会の開催や誘致、高度な競技スポーツの振興などが求められる。
- ・奥行き深い都市の魅力は、都市の歩みを感じさせる歴史的資源や暮らしの中にさりげなく生かされている生活文化の豊かさにあり、特に都市の個性が地球的視野で評価されてくるとき、そのような時代を超えた都市独自の文化資源が重要となってくる。杜の都の文化的風土を構成する歴史的遺構や伝統文化の保全と再生、歴史を感じさせる景観の形成、未来に向けて仙台らしい文化を積み上げていくことなどが求められる。

施策の体系

- 3 世界性を持つ都市の個性をはぐくむ豊かな都市文化の創造
 - 1) 心の豊かさをはぐくむ芸術文化の振興
 - 1.個性ある市民文化の振興
 - 2.世界性を持つ芸術文化の振興
 - 3.創造的な文化活動の環境づくり
 - 2) 市民の元気をはぐくむスポーツの振興
 - 1.幅広い市民スポーツの振興
 - 2.国際的スポーツ大会などの開催
 - 3.多様なスポーツ活動の環境づくり
 - 3) 心のふるさとの杜づくり
 - 1.歴史が彩る都市空間の形成
 - 2.情緒あふれるまちづくり

1) 心の豊かさをはぐくむ芸術文化の振興

基本目標

- ・多様な文化創造活動への市民の参加機会の拡大などを促進し、市民の主体的な文化活動の選択の幅を広げる。
- ・魅力ある国際文化交流を進め、優れた人材の育成を図るとともに、高い芸術性を持つ文化活動が活発に展開される環境をつくる。
- ・高度な機能を持つ専用施設の整備や利用しやすい施設運営を推進し、市民が文化活動を通じて自己実現を図る場や仕組みをつくる。

基本的施策

①個性ある市民文化の振興

- 市民の文化活動の発表機会などを広げる経費助成、余裕教室の活用なども含めた身近な練習場の提供、創作や鑑賞のニーズにこたえる適時適切な文化情報の提供などを図り、市民の個性的な文化活動を促進する。
- 仙台市芸術祭の開催、仙台演劇祭でのボランティアとの連携の推進などを図り、市民主体の創造的文化活動の拡大と交流を促進する。

②世界性を持つ芸術文化の振興

- 将来を嘱望される優れた人材を発掘し、育成するための若い音楽家のための国際コンクールの開催、仙台フィルハーモニー管弦楽団の支援と活用、仙台ジュニアオーケストラの運営による人材の育成などにより、世界的な芸術文化の振興を図る。

③創造的な文化活動の環境づくり

- 市民の創作意欲を刺激し、実践活動につなげる契機となるせんだいメディアテーク、仙台文学館、音楽堂や古典芸能施設の建設など、専門的文化活動の場の整備を推進する。
- 太白区と宮城野区における市民に身近で利便性の高い区文化センターの整備、市民センターなどの整備と活用の促進、利用者に配慮した柔軟な管理運営の推進などによる多彩な文化活動環境の提供を図る。
- 街角の民間施設を利用した市民の創作作品の発表の場づくりを進め、高い感性を持つ提案型の創作活動などの環境づくりを促進する。

2) 市民の元気をはぐくむスポーツの振興

基本目標

- ・多様なスポーツ活動への市民の参加機会の拡大を促進し、市民の主体的なスポーツ活動の選択の幅を広げる。
- ・国際的なスポーツ大会や全国水準の大会の開催と誘致を市民や企業との役割分担のもとに進めて、高いレベルの競技スポーツなどに市民が触れ、参加する機会をつくる。
- ・専門的なスポーツ施設や身近な運動施設の充実、学校体育施設の一層の活用などを推進し、多様なスポーツ活動を育てていく場と仕組みをつくる。

基本的施策

①幅広い市民スポーツの振興

- 高齢者や障害者も手軽に楽しめるスポーツなど、個人のニーズにあわせて市民が多様に選択できるスポーツ・レクリエーション活動の参加機会の拡大や情報提供の充実を図る。
- 地域に根ざすスポーツ活動などを支える、社会体育団体、スポーツ少年団などの活動促進、指導者の育成などを進めて、スポーツを通じた市民相互の交流の促進を図る。

②国際的スポーツ大会などの開催

- ワールドカップサッカー、国民体育大会、仙台ハーフマラソンの開催、Jリーグチーム推進など、規模の大小にかかわらず、市民が国際的な水準や全国水準の競技スポーツに触れ、生の感動を味わう機会を拡大するため、市民・企業・行政が連携して、多彩なスポーツ大会の開催や誘致を図る。
- 専門的な指導者や育成団体の活動促進、競技者自身が取り組む普及・指導活動の促進など、優れたスポーツ競技力を生み出す環境づくりを促進する。

③多様なスポーツ活動の環境づくり

- 青葉区と宮城野区の区体育館の整備、若林区運動広場の整備、専門的ニーズに対応する武道館、馬術場や屋根付多目的グラウンドの整備を推進するなど、多様なスポーツ環境の整備を図る。
- 学校体育施設の開放、夜間照明設備の整備、市民センターや近隣公園の運動施設の整備、地域内のジョギングコースの設定など、身近なスポーツ環境の機能拡充と活用の促進、スポーツ情報提供の充実、利用者に配慮した柔軟な管理運営の推進などを図る。

3) 心のふるさとの杜づくり

基本目標

- ・杜の都の人と自然が積み重ねてきた、仙台らしい歴史と風情が感じられる都市空間を保全し、創造する。
- ・杜の都の情緒を伝える、まつりやイベント、生活文化などを継承し、創造する。

基本的施策

①歴史が彩る都市空間の形成

- 城下町仙台を象徴する仙台城長櫓（うしとらやぐら）の復元整備などの青葉山公園整備、歴史と文化の散歩道の整備など、有形無形の歴史的資源を生かした都市空間の整備を推進する。
- 陸奥国分寺跡や郡山遺跡、歴史的建造物など、貴重な文化財の保全と活用を図る。
- 景観形成地区の指定、居久根（いぐね）などの屋敷林、寺社林、古木などの保全、広瀬川の清流保全などによる、個性あふれる地域の景観形成を図る。

②情緒あふれるまちづくり

- 仙台七夕まつり、仙台・青葉まつり、SENDAI 光のページェント、定禅寺ストリート・ジャズフェスティバル、仙台開府四百年記念事業など、仙台の情緒を感じさせるイベントの開催を促進する。
- 彫刻のあるまちづくり、花いっぱいまちづくり、地域を象徴する環境資源としての良好な音の発掘、生物の生息・生育可能な空間（ビオトープ）の創造、市街地サインネットワークの整備、地域の個性や風情を生かしたまちづくり活動の促進などにより、地域の情緒の創出を図る。
- 仙台文学館の整備と活用、四ツ谷用水の歴史的価値の継承、仙台固有の歴史の調査と活用などを通じて、仙台の心を時代を超えて伝えていく。
- 地域に根ざした民俗文化の普及促進、地場産業の振興などにより、伝統芸能の保存と活用、伝統工芸の振興、新しい感覚を生かしたクラフト産業の育成などを図る。

●市民や企業に期待される役割

—市民に期待される役割—

- ・個性や能力に応じて、生涯学習やスポーツなどを通じた自己実現、豊かな人間性や「生きる力」を持つ子どもたちの育成、生活文化の継承と創造などに主体的に取り組む。

[具体的な取り組み例]

- ・インターネットなどを活用して国境や言語の制約を乗り越えて多様なネットワークを広げ、地球的視野と市民の視点から独自の情報を創造。
- ・外国人とのコミュニケーション能力の向上。
- ・主体的に生涯学習、芸術文化、スポーツなどに取り組み、まちづくり活動などを通じて自己実現を図り、社会に貢献。
- ・家庭教育の充実と地域の教育力の向上。
- ・家族を含めた海外からの留学生、研究者などの受け入れ、もてなしなど活発な交流を支える市民意識の形成。
- ・伝統的な芸能、行事、食文化などの継承と新たな地域文化の創造。
- ・学生などの若者による、まちづくり活動などへの参加と情報や文化の創造・発信。

—企業に期待される役割—

- ・大学などの研究機関との連携によって、研究機能や情報機能を高めるとともに、新しい都市活力の創造、文化やスポーツを通じた社会貢献活動などに主体的に取り組む。

[具体的な取り組み例]

- ・情報通信基盤の整備、情報システムを活用できる人材の養成などによる、付加価値の高い情報の創造と情報技術を活用した地域のための貢献活動の実践。
- ・先端産業をはじめ、流通、サービス業など多様な産業分野で、大学などの研究機関と連携して付加価値を生み出す取り組み。
- ・家族を含めた海外からの研究者、技術研修生などの受け入れ、もてなしなど活発な交流を支える企業意識の形成。
- ・人的資源を含む企業資源の活用を通じた芸術文化、スポーツ、仙台らしいまちづくり活動などへの支援。

第5章 区別計画

1 区別計画の趣旨

21世紀の仙台が、さらに魅力と活力を備えた都市となるためには、その土台となるいきいきとした地域が形成されることが必要である。

そのためには、住民の構成や生活様式、さらには意識面の変化がもたらす住民ニーズの質量両面の変化、地域が担う機能と土地利用の変化など、それぞれの地域における内外の環境変化に対応しながら、地域特性を生かしていく個性あるまちづくりが必要であり、市民と行政が共通の地域像を構築し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めることが求められる。

そのため、地域の将来像と、それを実現する施策を区別計画として取りまとめる。

2 区別計画の構成

区別計画は、以下に掲げる施策を土台とし、その上に今後、市民の知恵と力を生かして施策を積み上げる、市民と行政の協働の計画とする。

全市に共通する施策である生活道路、身近な公園、地域の集会施設の整備、水道、ごみ処理、汚水処理、保健・医療・福祉、生涯学習、芸術・文化、スポーツ、産業振興、コミュニティ活動の活性化などは、分野別計画でその施策を示しており、ここでは、地域特性に応じてきめ細かく展開する施策を中心に、地域のまちづくりに重要と思われる資源を生かす施策、整備する地区が特定されている施設などを取り上げる。

3 基本的視点

この計画は、以下の視点に立って策定した。

1) 地域特性の重視

区は、多種多様な特性や資源を持つ地域の集合体であることから、区をさらにいくつ

かの地域に区分し、その広がりごとに記述した。この地域区分は、日常生活圏としての一体性、土地利用などの地域特性の共通性、将来の発展方向などから設定したものである。

2) 都市空間形成の枠組みとの調和

市全体の都市構造を形成していく土地利用の基本方針などと各地域の個性を生かす地域づくりの調和を重視する。地域は、個々に独自の機能を発揮しながら、周辺の地域と相互に機能を補完し合っており、地域をきめ細かく見ていくと同時に、地域相互の関連にも十分配慮した。

青 葉 区

[区の特性と動向]

- ・青葉区は、仙台藩の城下町を起源とする都心から、奥羽山系が連なる山形県境まで、北西方向に区域が帯状に広がっている。そこにはアユの生息する広瀬川が流れ、学術研究機能、居住機能、商業・業務機能などが集積し、そして大自然もある多様性に富んだ区である。
区域は、中枢機能が集積する「都心地域」、それを取り囲む八幡、通町、宮町などの「都心周辺地域」、主に昭和40～50年代に開発された中山、桜ヶ丘、台原など北西部と北部の「丘陵住宅地域」、杜の都と学都を象徴する地域である「青葉山地域」、本市西部の中心をなす「愛子及び周辺地域」、そして田園地帯から奥羽山系に至る豊かな自然環境と観光資源を持つ「西部地域」からなる。
- ・都心地域は、東北全体を対象範囲とする中核的な業務機能の集積地であるが、さらに情報関連など新しい都市型産業の立地も進んでいる。仙台駅周辺、一番町など商業地は広域的な吸引力を有しているが、郊外商業施設の立地によって商業機能の都心集積の度合いは変化しつつある。また、都心の人口については、他の大都市に比べるとゆるやかではあるが、減少の傾向が続いている。
- ・都心周辺地域は、かつての城下町の外縁部であり、古くからの住宅地や商店街があり、歴史的資源も多いが、中高層住宅の立地、商業立地環境の変化など、地域構造の大きな変化が進みつつある。
- ・丘陵住宅地域では、その背後の住宅団地開発や沿道商業施設の増加とあいまって、交通量の増加が顕著であり、快適な生活環境を形成する緑地の保全とともに新たな対応が求められている。
- ・青葉山地域では、都心に近接する貴重な自然、仙台城址などの歴史的資源、東北大学の高度な学術研究機能などが、都市の個性と創造力が強く求められている中で、都市の資源として重要性を増しつつある。
- ・愛子及び周辺地域は、国道48号（愛子バイパス）の整備、周辺の住宅団地の開発などに伴い、商業、物流、工業などの多様な都市機能が集積しつつあり、今後さらに、地域の核となる拠点機能の整備が求められる。
- ・西部地域は、豊かな自然環境と温泉などの観光資源を持ち、自然とのふれあいが、都市生活にとってますます重要な要素となる中で、今後重要な役割を担ってくる。

[区的主要施策の方向]

- ・東西交通軸の整備にあわせて都心機能の高度化や青葉山周辺への学術研究機能の一層の集積を図り、新たな産業の創造など活力と魅力のある都市づくりを進める。
- ・本市西部の地域中心拠点の形成など、軌道系交通機関を生かした市街地形成と沿線の土地

の有効利用を促進するとともに、交通便利性に優れた良好な居住環境の形成を図る。
・青葉山、広瀬川などの豊かな自然環境、仙台城址、瑞鳳殿などの歴史的資源、東北大学などの高度な学術研究機能など、都市個性を象徴する資源の活用を進める。

[地域の施策の方向]

(都心地域)

中枢都市としての高次な都市機能の集積を図り、人が交流し、また、定住する魅力ある都心空間の形成をめざす。

- 1.仙石線連続立体交差事業の早期完了、東西交通軸構想の推進など、交通ターミナル拠点としての機能強化と市街地再開発事業などによる都市基盤の整備を推進し、都心機能の強化・拡充を図る。
- 2.回遊性のある商業空間やせんだいメディアテークなどの文化施設の設置や誘導を図るとともに、緑や景観に配慮したまち並を創出する。
- 3.快適に住み続けることができる良好な居住環境を形成し、都心定住を促進する。

(都心周辺地域)

新旧の多様な資源や特性が共生する魅力ある生活環境の創造をめざす。

- 1.仙山線（中江～北仙台）の鉄道高架化事業の推進、都市計画道路の整備などの交通条件の改善を進めるとともに、軌道系交通機関沿線の土地の有効利用を促進する。
- 2.北山から東照宮に至る緑地帯、梅田川の親水空間、四ツ谷用水などの歴史的資源など固有の資源を生かした地域づくりを進める。
- 3.スポーツ活動の拠点となる青葉区体育館と武道館の整備と活用を図る。
- 4.商店街の活性化と住民の主体的なまちづくり活動との一体的な推進を図る。

(丘陵住宅地域)

都心まで移動しやすく、安心して快適に住み続けられるまちづくりを進める。

- 1.都市計画道路の整備推進、駅への結節道路の整備、駅周辺への駐車施設の立地誘導などにより、都心などへの交通便利性の向上を図る。
- 2.地域の快適空間となる緑地の保全や公園の整備を図る。

(青葉山地域)

高度な学術研究機能、歴史的資源などの集積を生かした仙台の都市個性を象徴する国際学術研究・交流拠点を形成する。

- 1.東北大学などの学術研究機能の集積とその産業化支援機能の強化を促進する。
- 2.広瀬川の環境を保全し、また、仙台城良櫓（うしとらやぐら）復元整備などの青葉山公園整備事業の推進や博物館、国際センターなどの活用促進などにより、文化・交流

機能の充実を図る。

- 3.東西交通軸構想を推進し、都心や他の拠点との連携の強化を図る。

(愛子及び周辺地域)

高い交通利便性、恵まれた自然環境などの地域特性を生かした本市西部の生活拠点機能などを担う地域中心拠点の形成と魅力あるまちづくりをめざす。

- 1.総合支所周辺における土地の有効利用、新たな市街地形成の促進、地域交流や防災機能を有する空間の創出や全市的な生涯学習施設の整備を図る。
- 2.駅前広場、都市計画道路の整備など、交通結節機能の強化をはじめとする軌道系交通機関の有効活用と交通環境の向上を図る。
- 3.松原工業団地周辺、栗生地区などでは、研究開発機能、流通業務機能などの拠点性を持つ産業機能の集積を促進する。
- 4.サイカチ沼、蕃山、広瀬川などの自然環境の保全を図り、市民と自然のふれあいの場を広げていく。

(西部地域)

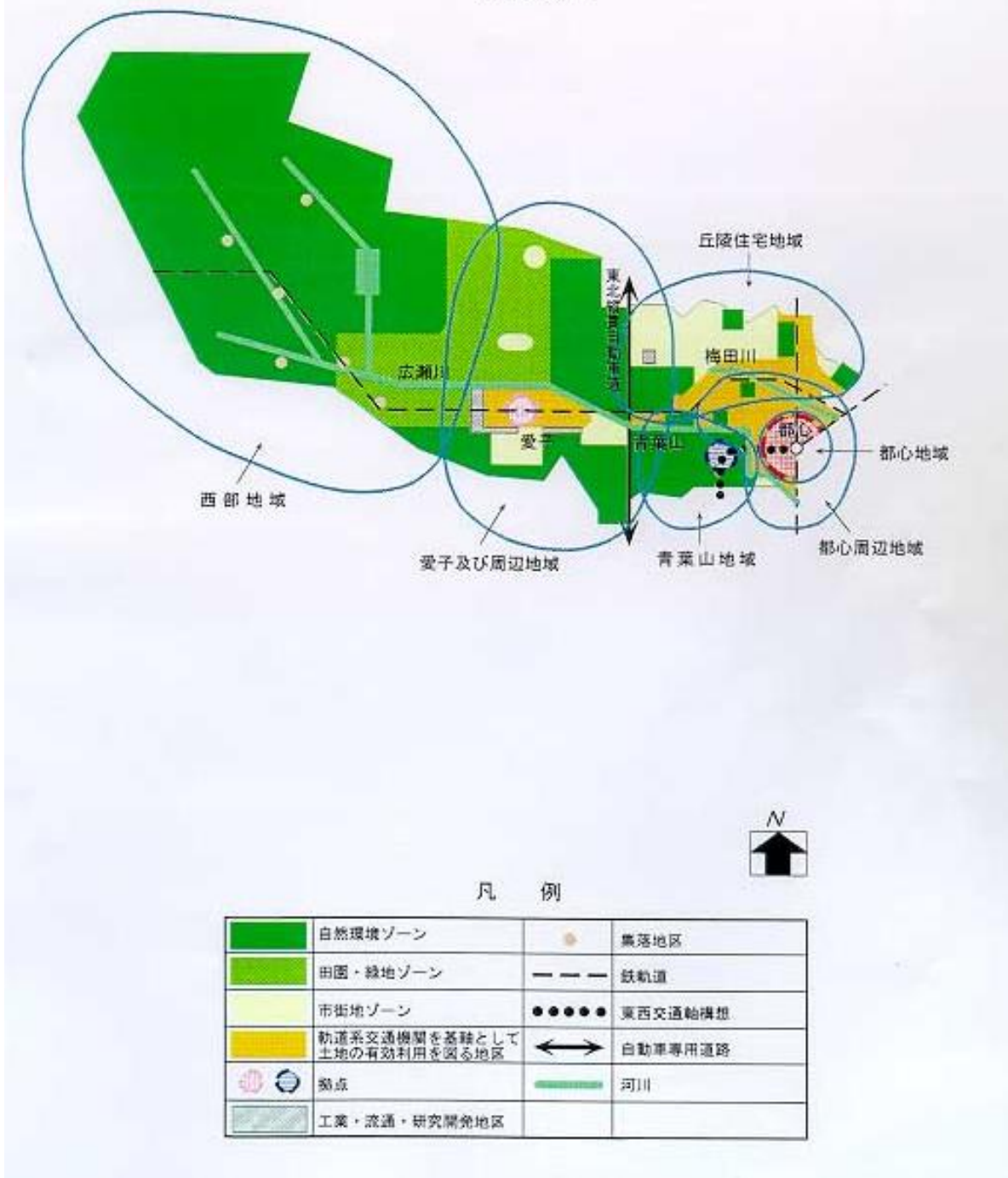
豊かな自然環境を保全し、人と自然がふれあい、人が自然に包まれて暮らし続けられる環境をつくる。

- 1.広瀬川や大倉川の上流、源流域の自然環境を保護、保全し、奥羽山系の豊かな自然を次の世代に継承していく。
- 2.作並、新川、定義などの広大な自然環境、温泉、歴史的資源、地域の農業資源などを生かして、観光や市民のレクリエーション拠点としての機能整備を進め、交流人口を生かした地域の活性化を図る。
- 3.農地の保全を図るとともに、市民と農業のふれあいの促進を図る。
- 4.基礎的な生活環境の整備を図るとともに、住民主体の地域活性化の取り組みの促進を図る。

[地域区分図]

地域区分図

〔青葉区〕



宮 城 野 区

[区の特性と動向]

・宮城野区は、都心から仙台国際貿易港に至る本市の東に伸びる都市軸に沿って広がる区である。近年、仙台駅東地区と仙台国際貿易港周辺地区での大規模な都市基盤整備事業や軌道系交通機関を生かした新しい市街地形成が進捗しており、都市機能の集積も進んでいる。

区域は、仙台駅東に形成されつつある新しい都心地区と小田原、五輪、原町など古くからの市街地からなる「都心及び周辺地域」、戦後住宅地が広がった「鶴ヶ谷・幸町・東仙台地域」、中世以来交通の要衝としての歴史を有し、まとまりのある田園が広がる「岩切地域」、仙台国際貿易港を核に産業集積地の形成が進み、また、田園と自然豊かな海岸が広がる「高砂地域」、若林区の「卸町・六丁の目地域」と一体となって本市の流通・工業地帯を形成している「扇町・日の出町地域」からなる。

・都心及び周辺地域では、仙台駅東地区で土地区画整理事業や仙石線連続立体交差事業の進捗が図られており、これらの基盤整備や高い利便性を生かし、情報産業、教育産業など、新しい都心にふさわしい機能が集積しつつある。また、快適な都心定住の場をつくりだすような新しいまちづくりも期待される。都心周辺地域は、利便性の高い地区であるが、生活環境の改善が求められている。

・鶴ヶ谷・幸町・東仙台地域は、多様な住宅地が形成されており、住宅地に隣接する工業地区の新たな土地利用のあり方が求められるとともに、開発時期の早い住宅地はすでに成熟段階を迎えるなど、生活環境が変化しつつある。また、軌道系交通機関を生かした新たな市街地形成が進められている。

・岩切地域は、利府町における開発の進展などとともに、周辺環境が変化しつつあり、岩切駅周辺における土地区画整理事業が進められ、新しい交通結節機能が形成されようとしている。また、県民の森、南部の農地、七北田川など、緑に包まれた歴史と風土を生かしたまちづくりが求められている。

・高砂地域は、近年、仙石線の駅周辺における土地区画整理事業など、軌道系交通機関を生かした市街地形成が進みつつある。一方、仙台国際貿易港周辺地区では、国際貿易港の整備と連携した新たな経済拠点機能の集積に向けて、都市基盤の整備が進展しており、地域全体の都市機能の集積度が高まりつつある。

・扇町・日の出町地域に集積されている流通・工業機能は、経済の国際化や流通構造の変化に対応した機能の強化・拡充が求められている。

[区的主要施策の方向]

・都心の強化・拡充、国際経済交流拠点と区的生活拠点の形成など、都心から仙台国際貿易港に至る都市軸上に、「21世紀都市・仙台」を支える高次な都市機能の集積をめざす。

- ・東北本線と仙石線沿線の土地の有効利用とこれらを生かした市街地形成を促進するとともに、軌道系交通機関を中心とした交通環境の整備を進める。
- ・蒲生海岸、七北田川、梅田川、高森山周辺などの自然環境の保全を図るとともに、地域づくりの資源としての活用を進める。

[地域の施策の方向]

(都心及び周辺地域)

新しい都市機能の集積と都心定住の場にふさわしい魅力ある都心地区の形成を図るとともに、区役所周辺において区の生活拠点づくりを進める。

- 1.仙台駅東地区では、土地区画整理事業などの基盤整備を推進するとともに、高次な都市機能の集積や都心定住を促進する。
- 2.区役所周辺整備を推進し、交通結節に配慮した地域交流機能や文化拠点機能を備えた区の生活拠点の形成を図る。
- 3.建築物の不燃化の促進、オープンスペースの確保などにより、地域の安全性と市街地環境の向上を図る。
- 4.仙石線連続立体交差事業の早期完了を図るとともに、仙台駅周辺における交通ターミナル機能の強化や都市計画道路の整備を推進する。

(鶴ヶ谷・幸町・東仙台地域)

すべての人々が安心して暮らし続けられるまちづくりを進める。

- 1.軌道系交通機関との連携を重視した都市計画道路の整備推進、仙石線の新駅設置の促進を図る。
- 2.梅田川、与兵衛沼や大堤沼周辺の緑と水辺をはじめとする固有の地域資源を保全、活用し、住民主体の個性ある地域づくりを促進する。
- 3.大規模な工場跡地においては、周辺環境との調和に配慮した適切な土地利用転換を誘導する。
- 4.軌道系交通機関を生かした市街地形成を促進する。
- 5.スポーツ活動の拠点となる宮城野区体育館の整備と活用を図る。

(岩切地域)

地域の個性や人のふれあいを大切にすまちづくりを進める。

- 1.都市計画道路や駅前広場の整備を推進し、広域的な利用も含めた交通結節機能の強化を図る。
- 2.農地の保全を図るとともに、都市型農業の振興を図る。
- 3.地域の自然や歴史的資源を生かしたまちづくりを進める。
- 4.軌道系交通機関を生かした市街地形成の促進を図る。

(高砂地域)

海岸や田園の緑の保全を図りながら、仙台国際貿易港を活用する新しいまちづくりを進める。

1.仙台国際貿易港の機能拡充に向けた基盤整備と広域的な交通基盤である仙台東部道路の整備を促進する。

なお、港湾整備に際しては、蒲生干潟の環境保全との調和を図る。

2.仙台港背後地土地区画整理事業の推進と仙台国際貿易港を生かした国際物流拠点機能、国際貿易促進機能の集積などにより、国際経済交流拠点の形成を図る。

3.軌道系交通機関との交通結節機能を高める駅前広場や都市計画道路の整備を図る。

4.農地の保全を図るとともに、都市型農業の振興を図る。

5.軌道系交通機関沿線の土地の有効利用と市街地環境の改善を進める。

(扇町・日の出町地域)

産業活動拠点としての機能を高め、活力に満ちたまちづくりを進める。

1.流通・工業の適正立地や操業環境の向上を促進し、機能の高度化を図る。

若林区

[区の特性と動向]

・若林区は、古代にさかのぼる歴史、広大な田園の緑、自然性豊かな連続した海岸線と防風林などの多様な特性に彩られている。また、都心から太平洋にかけて、業務機能、流通・工業機能、食料生産機能などの集積と多様な土地利用が図られている。

区域は、都心の一部と藩政時代からの町割りが残る既成市街地の「都心及び周辺地域」、その東側からさらに国道4号を挟んで住宅地が広がる「郊外住宅地域」、宮城野区の「扇・町・日の出町地域」と一体となって本市産業の要となる流通・工業地帯を形成している「卸町・六丁の目地域」、そして広大な農地と海岸線を有する「田園・海浜地域」からなる。

・都心及び周辺地域の大部分は、藩政時代の風情を残す住宅密集市街地であり、人口減少傾向の局所的な進行、中高層住宅の立地、商業立地環境の変化などが進みつつあり、地域におけるコミュニティのあり方や地域密着型の商店街にも新たな展開が求められている。

・郊外住宅地域は主に低層住宅地によって構成されているが、幹線道路沿いでは中高層の住宅や業務ビルも立地してきているとともに、荒井地区においては、土地区画整理事業による市街地の整備が進められている。また、地域を縦断している国道4号や新しく整備された幹線道路沿いへの商業機能の集積が進みつつあるなど、新しいまちづくりが求められている。

・卸町・六丁の目地域においては、仙台国際貿易港や仙台国際空港を生かした本市産業の国際化と操業環境や流通構造の変化に対応した流通・工業機能の強化と拡充が求められている。

・田園・海浜地域は、広大な農地が広がり、稲作をはじめとする食料生産機能が集積し、都市住民の多様な需要にこたえる農業の確立が求められている。また、連続した海岸線、貞山運河などの固有の環境資源や景観特性を生かしたまちづくりが求められている。

[区の主な施策の方向]

・「21世紀都市・仙台」を支える都市機能が連携する新しい東西の都市軸の一翼を担う地域として、東西交通軸構想の推進をはじめ、都市活動の活性化を促す交通体系と区の圏域を支える生活拠点の形成を進めるとともに、広域的流通機能や工業機能の拡充を図る。

・七郷堀や居久根（いぐね）などの屋敷林の豊かな水と緑と歴史的資源を生かしながら、良好な生活環境の創造を図る。

・区東部に広がる広大な田園を有効に生かし、生産性の高い農業経営を推進するとともに、市民が自然や農業とふれあう機会を創出する。

[地域の施策の方向]

（都心及び周辺地域）

貴重な歴史的資源を生かしながら、利便性が高く、安心して暮らすことができるまちづくりを進める。

- 1.東西交通軸構想の推進などの軌道系交通機関を中心とした交通基盤の充実と沿線の土地の有効利用を図るとともに、都心定住を促進する。
- 2.建築物などの不燃化の誘導，オープンスペースの確保など，地域の安全性と市街地環境の向上を図る。
- 3.商店街の活性化と住民の主体的なまちづくり活動との一体的な推進を図る。
- 4.軌道系交通機関との連携に配慮した区の圏域を支える生活拠点の形成をめざし，交通結節機能の強化と地域特性を生かした市街地の創出を図る。
- 5.広瀬川や用水堀を活用した親水空間の整備，陸奥国分寺跡の保全と活用などにより，豊かな水の流れや貴重な歴史的資源を将来の世代へと継承する。

(郊外住宅地域)

居住環境の一層の向上を図り，ゆとりのある暮らしやすいまちづくりを進める。

- 1.多様な手法により緑の空間の創出を図る地域活動を支援するなど，住民の創意による個性あるまちづくりを促進する。
- 2.浸水被害を防止するための雨水排水施設の整備を推進する。
- 3.荒井土地区画整理事業の整備を推進する。
- 4.東西交通軸構想の推進にあわせて，これを生かした土地の有効利用や市街地形成について検討する。

(卸町・六丁の目地域)

産業活動拠点としての機能を高め，活力に満ちたまちづくりを進める。

- 1.東西交通軸構想の推進，仙台東部道路の整備促進など，他の拠点とのアクセスや広域ネットワークの強化を図る。
- 2.流通・工業の適正立地や操業環境の向上を促進し，機能の高度化を図る。

(田園・海浜地域)

豊かな水と緑を生かしたうるおいとやすらぎのあるまちづくりを進める。

- 1.居久根（いぐね）などの屋敷林をはじめ，地域の環境資源を保全，活用するとともに，生活環境の向上を図り，個性的で魅力のあるまちづくりを進める。
- 2.農業基盤の計画的な整備，農業経営の担い手の確保と育成，農業経営の支援などを推進する。
- 3.直接市民と対面して農産物を販売する機会や市民農園，グリーンツーリズムなどの市民が自然，農業や農業地域の生活文化を楽しむ機会の創出を促進する。
- 4.自然海岸や貞山運河を生かした親水レクリエーション空間の整備をはじめとする海と

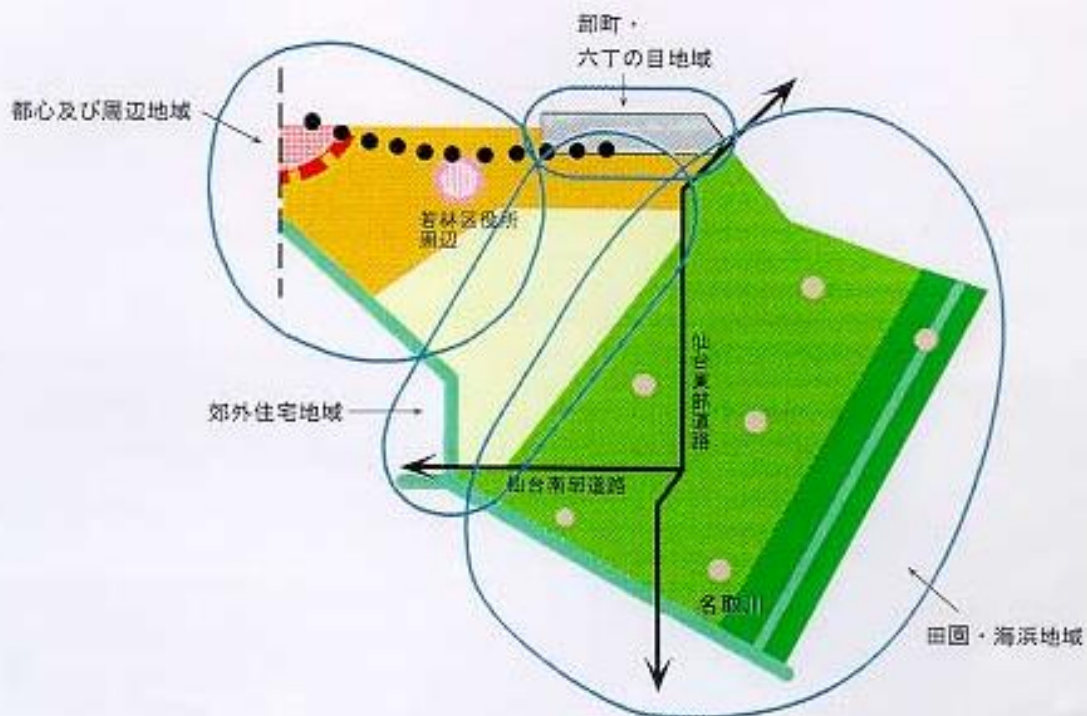
のふれあい整備事業と市民農園や農業園芸センターと一体的に広場や親水空間を整備する大沼レクリエーションゾーンの整備を推進する。

5. 専門的ニーズに対応する馬術場の整備など、多様なスポーツ活動の場を整備する。

[地域区分図]

地域区分図

[若林区]



凡 例

	自然環境ゾーン		集落地区
	田園・緑地ゾーン		鉄軌道
	市街地ゾーン		東西交通軸構想
	軌道系交通機関を基軸として 土地の有効利用を図る地区		自動車専用道路
	拠点		河川
	工業・流通・研究開発地区		

泉 区

[区の特性と動向]

・泉区は、本市北部、泉ヶ岳のふもとに東西に長く広がる区であり、区のほぼ中央を七北田川が流れている。昭和30年代後半から区域東南部の丘陵地で住宅地開発が進み、以後、七北田川を挟んだ丘陵部を中心に大小の住宅団地が形成されてきた。近年は、地下鉄駅周辺などに様々な都市機能の集積も進んでいる。

区域は、急速に都市圏北部の生活拠点機能の集積が進み、広域拠点としてのにぎわいを見せる「泉中央及び周辺地域」、工業などの産業の集積が進む「北部地域」、区内市街地の大半を占め、これまで人口急増の受け皿となってきた「丘陵住宅地域」、野村、実沢、根白石など田園が広がる「西部地域」、そして泉ヶ岳をはじめ広大な自然を有する「泉ヶ岳及び周辺地域」からなる。

・泉中央及び周辺地域は、泉中央駅周辺や幹線道路沿道への商業・業務機能の集積、北部隣接町での団地開発などが進むとともに、交通の集中度が高まりつつある。また、中高層住宅の立地など、地下鉄沿線の土地の高度利用が進んでおり、良好な居住空間の整備も求められてくる。

・北部地域は、先端産業の集積のほか、研究開発機能や新産業創造支援機能の集積が進むとともに、良好な交通アクセスを活用した流通拠点機能の集積も見込まれる。住宅地域の居住環境の保全に配慮しながら、本市産業の新しい展開を先導する拠点として、今後さらに機能の集積が求められてくる。

・丘陵住宅地域は、緑地が良好に保全された団地も多く、基礎的な生活基盤が概ね整った快適な居住環境を有し、住民の満足度も比較的高い。他方で、主に昭和30～40年代に開発された団地では、人口の減少なども見られるようになっている。

・西部地域には、歴史、文化などの地域資源が多く存在している。また、泉中央地区から西側に広がる農地において、稲作を中心とした農業が営まれており、農業を生かした地域の活性化などが求められてくる。

・泉ヶ岳及び周辺地域は、泉ヶ岳、周辺の山間部など広大な自然環境を有し、スキーや登山に訪れる人々が増加しているなど、市民に身近なレクリエーション空間を形成している。こうした豊かで身近な自然の存在は、今後の都市生活において、ますますその重要性を高めてくる。

[区的主要施策の方向]

・様々な都市機能の集積を促進し、あわせて軌道系交通機関との結節機能の強化などにより、広域拠点の形成を図る。

・全市的な観点から、地域の活力を支える産業機能を強化するため、研究開発機能などの産

業機能の配置を促進する。

- ・泉ヶ岳や七北田川に代表される貴重な自然，田園の緑などを保全し，これらに親しむ機会を拡充しながら，自然と共生するまちづくりを進める。

[地域の施策の方向]

(泉中央及び周辺地域)

広域拠点として，人々が出会い，交流する，ふれあいと活気にあふれるまちづくりを進める。

- 1.商業・アミューズメント機能の集積促進を図り，都市圏北部の生活拠点機能の拡充を図る。
- 2.泉中央駅のターミナル機能強化や周辺の道路交通環境の整備により，都市圏北部の交通拠点機能の強化を図る。
- 3.泉中央地区の周辺地域における軌道系交通機関を生かした市街地形成と沿線の土地の有効利用を促進する。
- 4.七北田川の清流を生かし，市民が憩う親水空間の整備を図る。
- 5.新たな市民スポーツ活動の場として，天候に影響されず，快適に楽しめる屋根付多目的グラウンドの整備と活用を図る。

(北部地域)

本市の流通・工業機能の高度化と，仙台と東北の産業の未来を切り開く新産業の創造を導く拠点としての整備を促進する。

- 1.21世紀プラザ構想の推進，研究機関や研究開発型企業の立地を促進するなど，研究開発拠点の形成を図る。
- 2.試作・製品化機能を備えた工業の立地促進や広域物流機能の集積を促進する。

(丘陵住宅地域)

魅力ある居住環境を形成，保全し，いつまでも住み続けられるまちづくりを進める。

- 1.新たな居住地域の形成に応じ，コミュニティ施設，公園など，基礎的な地域施設の整備を図る。
- 2.地区計画などにより，住民ニーズを踏まえながら，地区の特性に応じたまち並誘導などを進め，良好な居住環境の向上を図る。

(西部地域)

周辺の住宅地と農地が調和し，市民と農業がふれあうまちづくりを進める。

- 1.農業基盤の整備を推進し，農地の保全を図る。
- 2.市民農園の設置，市（いち）の開催などにより，市民と農業のふれあいを促進する。

(泉ヶ岳及び周辺地域)

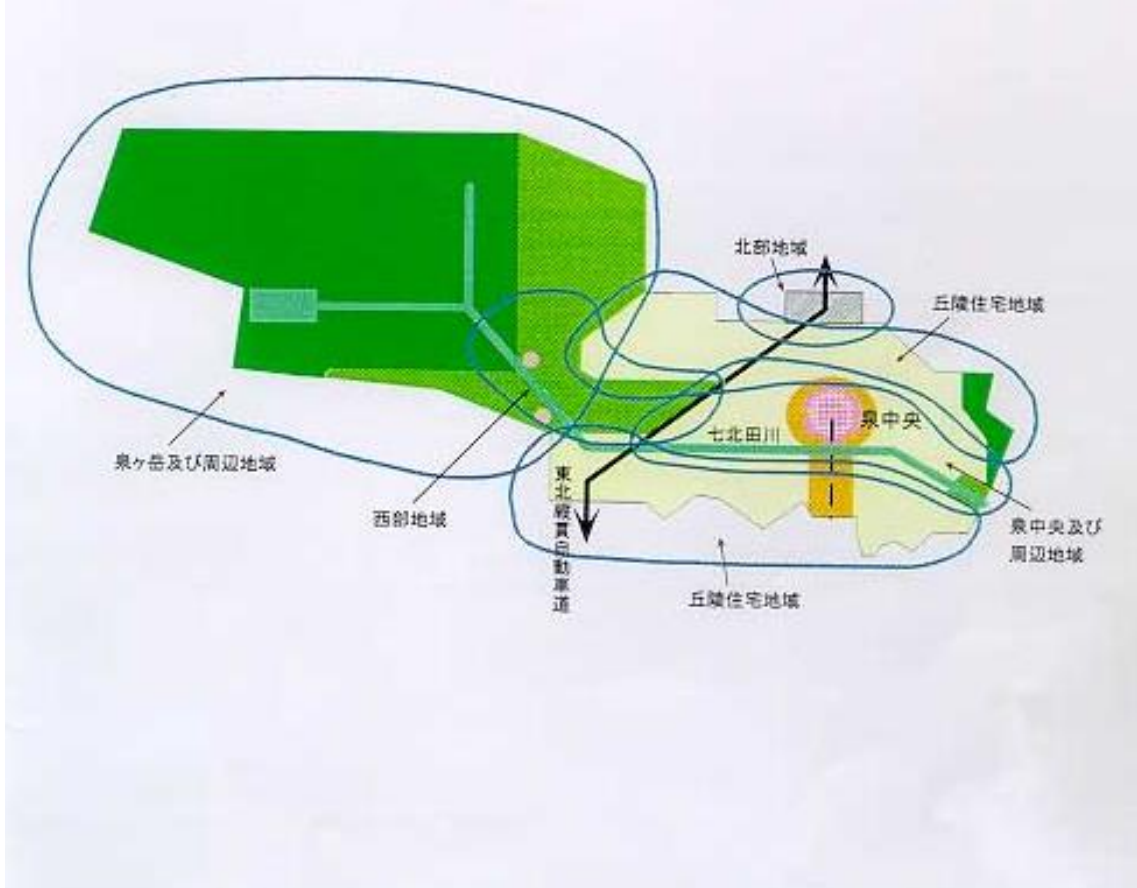
豊かな自然環境を保全しながら、市民が自然とふれあい、親しむことができる環境づくりを進める。

1. 泉ヶ岳をはじめとする貴重な自然の緑、水、景観、農地などの保全を図る。
2. 泉ヶ岳に自然観察の場などを創出する山とのふれあい整備事業を推進するなど、市民が身近に自然とふれあいながら交流できる場の整備を進める。
3. 墓地需要の増大に対応し、環境調和型の新墓園の整備を図る。

[地域区分図]

地域区分図

[泉区]



凡 例

	自然環境ゾーン		集落地区
	田圃・緑地ゾーン		鉄軌道
	市街地ゾーン		東西交通軸構想
	軌道系交通機関を基軸として 土地の有効利用を図る地区		自動車専用道路
	拠点		河川
	工業・流通・研究開発地区		

太 白 区

[区の特性と動向]

・太白区は、名取川河口近くから山形県境まで東西に長く広がり、数多くの遺跡群を出土するとともに、近年都市機能の集積が進みつつある平野部から豊かな自然を有する山間部まで多様な特性を有している。市街地は、広域拠点として整備が進められている長町駅周辺地区を中心とする区の東部を南北に貫く軌道系交通機関周辺やその西側の向山から八木山、茂庭に連なる丘陵部に広がっている。

区域は、長町駅周辺を中心に古くからの本市の南の中心地である「長町地域」、その南側一帯などで、田園から市街地へと変わりつつある「中田地域」、八木山をはじめとした丘陵部に住宅団地が連担する「丘陵住宅地域」、太白山をはじめ山間の豊かな緑と田園の残る「生出地域」、そして名取川の溪谷をはじめ豊かな自然と温泉に恵まれた「秋保地域」からなる。

・長町地域は、長町駅周辺において都市圏南部の広域的な生活拠点機能と仙台の新しい文化・産業拠点機能の集積をめざして都市基盤整備が進められている。また、その周辺でも軌道系交通機関を生かした市街地形成と沿線における市街地整備が進行している。

一方、遺跡など歴史的資源の保全と活用や古くからの商店街の活性化の取り組みが図られており、それらが共存するまちづくりが求められている。

・中田地域は、幹線道路や鉄道駅周辺を中心に近年市街地開発が活発となっており、交通基盤の整備や環境と調和した秩序ある市街地形成が求められている。

・丘陵住宅地域は、比較的早くから宅地開発がなされ、住宅地を主として市街化が進んでおり、他の地域や拠点と結ぶ交通の整備が求められている。

・生出地域は、太白山、名取川などの山間や水辺の豊かな自然や田園が多く残っており、また、太白山自然観察の森などの活用が図られているが、これらの地域資源の一層の活用による地域主体のまちづくりが求められている。

・秋保地域は、自然や温泉を生かした仙台の主要な観光地として、大規模な宿泊施設や観光基盤の整備が進んでいるが、豊かな自然環境の保全と交流人口を生かした観光やレクリエーション機能の充実が求められている。

[区的主要な施策の方向]

・東北本線、地下鉄南北線と東西交通軸を生かした市街地形成と沿線の土地の有効利用を促進するとともに、軌道系交通機関と連携する幹線道路整備を推進し、交通アクセスに優れた良好な居住環境の形成を進める。

・長町駅周辺を中心に、都市圏南部の広域的な生活拠点機能を有し、仙台の新しい中枢機能を受け持つ複合型の広域拠点形成を進める。

- ・太白山、名取川をはじめとした豊かな自然、遺跡などの歴史的資源、温泉など、様々な地域資源を環境などと調和を図りながら、教育、観光、レクリエーションなどへの多面的な活用を進め、ゆとりとうるおいのある生活環境の創造を進める。

[地域の施策の方向]

(長町地域)

歴史、伝統と新たな都市機能の融合した広域拠点の形成をめざす。

1. 土地区画整理事業や市街地再開発事業、東北本線の鉄道高架化や新駅設置の促進をはじめとした交通機能の強化など、長町駅周辺の都市基盤整備を推進する。
2. 女性センター、子どもセンター、音楽堂など、21世紀型都市にふさわしい施設整備を進め、新しい産業の立地誘導を図るなど、仙台の新たな拠点機能の集積を図る。
3. 太白区文化センター、太白区図書館など区の拠点的な文化施設の整備を図る。
4. 郡山遺跡などの保全を図るとともに、富沢遺跡保存館など地域の歴史的資源を活用する生涯学習、学校教育などを推進する。
5. 地下鉄駅周辺の土地区画整理事業などにより、計画的な市街地整備や交通結節点としての機能の強化を図る。
6. 名取川、広瀬川、筑川などの水辺空間の整備を進め、自然とのふれあい空間を創造する。

(中田地域)

交通利便性の高い、安心して快適なまちづくりを進める。

1. 軌道系交通機関を生かした市街地形成と沿線の土地の有効利用を促進する。
2. 駅前広場、都市計画道路の整備などを進め、軌道系交通機関との結節機能の強化を図る。
3. 浸水被害を防止するための雨水排水施設の整備を推進する。

(丘陵住宅地域)

居住環境の整備を進め、いつまでも快適に住み続けられるまちづくりを進める。

1. 東西交通軸構想の推進、都市計画道路の整備など、交通基盤の拡充を図り、都心や長町地域とのアクセスの改善を図る。
2. 旗立緑地を整備し、地域に残る貴重な緑地を保全するとともに、水辺や緑とのふれあい空間を創造する。

(生出地域)

自然の恵みや豊かさを実感できるまちづくりを進める。

1. 太白山周辺をはじめとした豊かな自然環境の保全を図るとともに、太白山自然観察の

- 森などを市民と自然のふれあいの場や環境教育の場としてより一層の活用を図る。
- 2.農地の保全を図るとともに、市民と農業のふれあいを生かしたまちづくりへの取り組みを促進する。
 - 3.仙台南部道路の整備を進め、広域交通機能を強化する。

(秋保地域)

豊かな自然の中で、多様な人々が憩い、遊ぶまちづくり、人が暮らし続けられるまちづくりを進める。

- 1.蔵王国定公園、二口峡谷県立自然公園をはじめとした豊かな緑や河川景観を保全するとともに、それらを自然生態系の営みを感じられる市民と自然のふれあいの場として一層の活用を図る。
- 2.自然、温泉などの豊かな資源を活用しながら、せんだい秋保文化の里の整備、工芸産業の振興、市民と農業のふれあいの促進などにより、観光と地域が連携した広がりとお行きのある観光やレクリエーション基盤の形成を図る。
- 3.道路整備をはじめ、基礎的な生活環境の整備を図るとともに、住民主体の地域活性化の取り組みの促進を図る。

[地域区分図]



第6章 都市経営

1 主体的・創造的な都市経営の推進

基本目標

- ・地域社会の課題を主体的・創造的に解決していく，分権時代の自治体にふさわしい都市経営を推進する。
- ・社会情勢の変化に伴う行政需要に柔軟に対応し，政策課題を着実に実行していく行政運営を進める。
- ・都市圏や東北の発展を先導する広域的視点に立つ都市経営を進める。

基本的施策

①都市経営能力の向上

- 地域社会の課題を自治体自ら総合的に解決していくため，常に市民ニーズや時代の要請を先取りする調査機能，独創的な政策を立案する企画機能，錯そうする課題に的確に対応する調整機能などの強化を図る。
- 政策形成能力や専門実務能力を備え，高い公務意識を持って意欲的に職務を遂行する人材の育成が必要であり，職場における人材開発機能の向上や職員研修の充実強化に努めるとともに，目標設定を重視し，能力実証に基づく昇任制度などを取り入れた人事システムの構築を図る。
- 大都市特有の課題の主体的解決に向けて，都市の活力の向上による税源のかん養をはじめ，自主財源の確保に努めるとともに，国や県から市への大幅な事務権限の委譲，規制緩和と大都市税財政制度の拡充を働きかける。

②計画性と柔軟性のある行政運営の推進

- この計画に掲げる目標を着実に達成していくために，中期計画として実施計画を定め，具体的な事業内容と基本計画の進捗状況を明らかにし，事業の計画的推進を図る。
- この計画とこれに基づく実施計画，さらには各年度の予算編成において，施策の優先順位の明確化と重点化を図るとともに，重点施策の進捗状況を定期的に公表し，検証するなど，適正な進行管理を行う。
- 社会経済情勢の変化や市民ニーズの動向を的確に把握し，それらに対応した施策を展開していくため，費用対効果や緊急性を考慮した事業評価の手法を取り入れるとともに，事務事業について，その必要性も含め定期的な見直しを行う。
- 新しい政策課題や重点施策に迅速かつ適切に対応していく機動的な組織を設けるとともに，

行政サービスを受ける市民の視点に立った柔軟な組織づくりを進める。

- 適切な行政区のあり方について、将来人口、市街地の形成状況、地域の一体性、沿革的事情などを含めて総合的に検討し、地域における効率的できめ細かな行政サービスの提供に努める。

③広域的都市経営の推進

- 地球的交流の時代に仙台や東北が担うべき将来的機能について、県や都市圏をはじめ東北各地域の関係自治体と共通認識を形成しながら、協力してその実現に努める。
- 広域生活圏の中核を担う都市としての役割を主体的に果たすとともに、日常生活上の課題から土地利用や交通のあり方など圏域全体にかかわる将来的課題まで、国や県との適切な調整を図りながら、市民生活の共通する課題の解決に向けて、それぞれの特性を生かした近隣自治体との連携を強化する。
- 東北の自立的発展を支える基盤として、仙台に集積している中枢機能と東北各地域の機能、特性や資源を相互に生かして、産業支援、学術研究、文化、スポーツ、広域観光、コンベンション、都市と自然の交流など、多様な交流と機能連携を促進する。

2 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

基本目標

- ・市民の創意を生かす新たな仕組みをつくりながら、市民と行政が連携するまちづくりを進める。
- ・まちづくりの主体として市民が自発的な意思により行う、多様な公益活動を広げていく。

基本的施策

①市民に開かれた行政運営の推進

- ・市民と行政の双方向の情報交換を可能とする広報・広聴機能の充実を図るなど、市民と行政のコミュニケーションを深め、市政に対する意見や要望を適切に把握し、市政に有効に反映させる仕組みを確立する。
- ・情報システムの活用も含めた多様な手法によるきめ細かな行政情報の提供と公開を進め、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、政策の形成や執行過程において、行政運営に関する適切な説明に努める。

②市民の創意を生かしたまちづくりの推進

- ・市民が主体的に取り組む地域福祉の充実、生活環境の整備など、地域の特性を生かした個性あるまちづくりに対して、相談、情報の提供など、支援の充実を図る。
- ・市民利用施設の設置をはじめ、身近な地域生活にかかわる事業については、計画段階から市民の意見を幅広く聴取し、事業に的確に反映させるように努める。
- ・市民と行政の多様な共同研修の機会を創出し、都市経営の共同の担い手としての市民と行政相互の理解を深めるとともに、まちづくりに関する幅広い知識と行動力を兼ね備えた人材の育成を進める。
- ・まちづくりの身近な調整者としての区の機能の拡充を図るとともに、各種地域情報の把握と公開を進め、地域の課題について市民と行政が共通認識を形成し、市民とともに区や地域の将来方向を構想していくなど、市民の創意を生かした地域づくりを進める。

③市民公益活動の促進

- ・市民が社会の様々な課題を主体的にとらえ、暮らしやまちを豊かにする自発的な活動を促進していくために、各種情報、参加の機会の提供などにより、市民意識の高揚を図る。
- ・市民活動サポートセンターなど、市民の主体的な活動を尊重しながら、多様な市民公益活動の展開、地域や分野を超えた市民活動相互の交流などを支援する場を確保する。
- ・学校、福祉施設などの既存施設の活用による市民活動の場をつくり、市民の主体的運営によって育てていく仕組みづくりを進める。
- ・企業が地域社会の一員として自発的な意思に基づく社会的な貢献活動を行うよう、活動を

未来を創造する世界の学都をめざして

支援するための環境づくりを進める。

3 効率的な行財政運営の推進

基本目標

- ・効率的な行財政運営を推進し、将来にわたる財政の健全性を確保する。
- ・市民と企業が行政とともに、積極的な役割を分担し、多様な主体が協力し合い、ともに支え合うまちづくりを進める。

基本的施策

①行財政改革の推進

- 行政需要の的確な把握や事業の進め方の不断の見直しを通じ、組織の簡素効率化、職員定数、給与、外郭団体などの適正化を図るなど、行財政改革を積極的に推進し、最小の経費で最大の効果が発揮できるような行政サービスの提供に努める。
- 行財政改革の推進に当たっては、活力ある市政運営を継続し、次の世代に過大な財政負担を残さないために、長期的な見通しのもとに財政の健全性を確保するための具体的目標を設定するとともに、その目標実現のための具体的行財政改革項目を定めて計画的に取り組む。

②民間活力を生かした公共的サービスの提供の推進

- 市民・企業・行政の適切な供給主体の組み合わせにより、市民ニーズに適切に対応する供給形態による公共的サービスを提供する。
- 公共性の確保に配慮しながら行政の守備範囲を見直して、市場原理を活用し、民間で適切なサービスが供給されるものは民間に委ねる。また、負担能力に見合った負担の公平化の観点から、行政サービスの適正化を図る。
- 受益者が特定される行政サービスについては、市民の理解を得ながら受益者の費用負担の適正化を図る。
- 社会資本の整備や管理運営の主体と方策について、民間の資本やノウハウを積極的に活用する。

仙台市基本構想・基本計画策定経過

	年度	月	市議会・市民参画	仙台市総合計画審議会	庁内
基礎的検討 ↓	7	10			第1回総合計画策定本部 ▼策定方針，日程決定
		11	○新総合計画策定基礎資料・中間報告公表		
		12	○全市民アンケート調査 ○各界各層・有識者調査		
基本構想策定 ↓	8	7			第2回総合計画策定本部 ▼新総合計画策定基礎資料
		8	○新総合計画策定基礎資料公表 ○新総合計画策定市政懇談会／11月	第1回審議会(29日) ▼委員委嘱，諮問等	
		9			第3回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
		10		第2回審議会 ▼起草委員選出，基礎的事項審議 第1回起草委員会 ▼基礎的事項検討 第2回起草委員会 ▼構想試案骨子検討	第4回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
		11	○市議会説明・意見聴取 ▼構想試案 ○市政モニター懇談会・アンケート	第3回審議会 ▼構想試案審議	第5回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
		12	○市議会 総務財政委員協議会討論 ▼構想試案	第3回起草委員会 ▼構想素案検討 第4回審議会 ▼構想素案審議 第4回起草委員会 ▼答申案検討	

基本 計 画 策 定 ↓		1		第5回審議会 ▼答申案審議・決定 答申(16日)	第6回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
		2	○市議会説明 ▼基本構想案		第7回総合計画策定本部 ▼基本構想案決定(3日)
		3	基本構想議決/市議会 (19日)		
	9	4		第6回審議会 ▼部会設置, 意見交換等	第8回総合計画策定本部 ▼策定日程等
		5		第1回部会 ▼基礎的事項審議	第9回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
		7	○市議会 総務財政委員会 審査 ▼中間報告案	第2回部会 ▼中間報告案審議	第10回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
		8	○絵画・CG募集 ○各界各層・有識者調査 ○市議会説明・意見聴取 ▼中間報告・区別計画 (行政試案) ○市議会 総務財政委員会 審査 ▼中間報告・区別計画(行 政試案)	第1回部会長・代行业議 ▼部会中間報告調整 第7回審議会 ▼中間報告案審議, 区別計画(行政試案) 意見交換	第11回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
		9	○中間報告・区別計画 (行政試案) 公表・市民意見募集 ○市政モニター意見募集 ○総合計画審議会公開 シンポジウム ▼市民と行政のパート ナーシップ		
		10	○総合計画審議会公開 シンポジウム ▼ランドデザイン ○新基本計画策定区民 フォーラム		

		／11月まで		
	11	○市議会説明・意見聴取 ▼計画案 ○議会総務財政委員会 審査 ▼計画案	第3回部会 ▼計画案審議	第12回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
	12		第4回部会 ▼計画案審議	第13回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
	1		第2回部会長・代行会議 ▼部会最終報告調整 第8回審議会 ▼計画案審議 第9回審議会 ▼答申案審議・決定	第14回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料 第15回総合計画策定本部 ▼審議会提出資料
	2	○市議会説明 ▼基本計画	答申(3日)	第16回総合計画策定本部 ▼基本計画決定(5日)

仙台市総合計画審議会審議経過

- 平成8年8月29日 ・第1回審議会
・委員の委嘱
・会長及び副会長の選出
・総合計画について諮問
・会議運営に関する事項の決定
- 平成8年10月8日 ・第2回審議会
・起草委員の選出
・新総合計画策定の基本的考え方の審議新総合計画における都市像の審議
- 平成8年10月17日 ・第1回起草委員会
・新基本構想の基本的枠組みの検討
・将来の仙台のあるべき姿の検討
・都市像構築の基本理念の検討
- 平成8年10月31日 ・第2回起草委員会
・基本構想（試案骨子）の検討
- 平成8年11月15日 ・第3回審議会
・基本構想（試案）の審議
- 平成8年12月4日 ・第3回起草委員会基本構想（素案）の検討
- 平成8年12月20日 ・第4回審議会
・基本構想（素案）の審議
- 平成8年12月26日 ・第4回起草委員会
・基本構想（答申案）の検討
- 平成9年1月13日 ・第5回審議会
・基本構想（答申案）の審議及び決定
- 平成9年1月16日 ・基本構想答申
- 平成9年4月23日 ・第6回審議会
・部会の設置，構成及び担当分野の決定
・部会長及び部会長代行の選出
・主要日程の決定
・基本計画に関する意見交換
- 平成9年5月28日 ・第1回中枢都市・学都部会
・基本計画の課題及び施策の柱に関する意見交換
- 平成9年5月30日 ・第1回市民のまち・杜の都部会
・基本計画の課題及び施策の柱に関する意見交換

- 平成9年7月9日
 - ・第2回市民のまち・杜の都部会
 - ・基本計画中間報告（案）の部会担当分野に関する審議
 - ・市民参画事業の審議及び決定
 - 平成9年7月10日
 - ・第2回中枢都市・学都部会
 - ・基本計画中間報告（案）の部会担当分野に関する審議
 - ・市民参画事業の審議及び決定
 - 平成9年8月7日
 - ・第1回部会長・同代行会議
 - ・部会中間報告に関する部会間調整
 - ・市民参画事業の運営手続の決定
 - 平成9年8月13日
 - ・第7回審議会
 - ・部会中間報告
 - ・基本計画中間報告（案）の審議及び決定
 - ・基本計画区別計画（行政試案）に関する意見交換
 - 平成9年9月27日
 - ・公開シンポジウムの実施
 - ・「市民と行政のパートナーシップ」
 - 平成9年10月4日
 - ・公開シンポジウムの実施
 - ・「ランドデザイン」
 - 平成9年11月19日
 - ・第3回市民のまち・杜の都部会
 - ・基本計画（案）の部会担当分野に関する審議
 - 平成9年11月20日
 - ・第3回中枢都市・学都部会
 - ・基本計画（案）の部会担当分野に関する審議
 - 平成9年12月22日
 - ・第4回市民のまち・杜の都部会
 - ・基本計画（案）の部会担当分野に関する審議及び決定
 - 平成9年12月26日
 - ・第4回中枢都市・学都部会
 - ・基本計画（案）の部会担当分野に関する審議及び決定
 - 平成10年1月14日
 - ・第2回部会長・同代行会議
 - ・部会最終報告に関する部会間調整
 - 平成10年1月16日
 - ・第8回審議会
 - ・部会最終報告及び意見交換
 - ・基本計画（案）の審議
 - 平成10年1月28日
 - ・第9回審議会
 - ・基本計画（答申案）の審議及び決定
 - 平成10年2月3日
 - ・基本計画答申
- ※審議状況及び審議資料については、市政情報センター、区役所及び総合支所において縦覧した。

市民参画事業経過

(1) 基礎的検討段階

- ①本市を取り巻く状況・将来展望の試案を公表しながら、これからの都市づくりの方向性に関する意見を伺うために次の事業を実施した。

時 期	名称・概要	参加者数等
平成7年12月 1日 ～31日	新総合計画全市民アンケート調査 ◇全世帯に配付。 ◇視覚障害者向け冊子配付。 ◇都市づくりの方向性に関する7項目についてのアンケートを実施。 ◇自由記述欄も設けた。	対 象：市内全世帯 回答者：22,826人
平成7年12月 6日 ～8年 1月31日	新総合計画各界各層・有識者調査 ◇東北6県の県庁・県庁所在市及び県内全市町村等関係行政機関、市民団体などを対象に、自由記述方式で実施。	対 象：297団体・ 320人 回 答：87団体・ 164人 意見数：426件

- ② ①の結果などを踏まえながら、本市を取り巻く状況変化・将来展望・都市づくりの検討課題を「新総合計画策定基礎資料」として取りまとめ、公表した。

時 期	名称・概要	参加者数等
平成8年 8月 1日	「21世紀都市・仙台」をめざして ◇基礎資料の概要を全世帯に配付。 ◇視覚障害者向け冊子を配付。 ◇ホームページ掲載。 ◇全文資料を市政情報センター・各区・総合支所で縦覧。	

(2) 基本構想・基本計画策定段階

- ①「新総合計画策定基礎資料」の概要を紹介しながら、基本計画に対する意見・提言を中心に伺うために次の事業を実施した。

時 期	名称・概要	参加者数等
平成8年 8月10日 ～11月28日	新総合計画策定市政懇談会 ◇区各3回・総合支所各1回、計17回開催。	参加者：延2,489人 意見数：688件

平成8年11月26日	市政モニター懇談会	参加者：38人
平成8年11月下旬 ～12月中旬	市政モニターアンケート ◇自由記述欄も設けた。	対象：98人 回答者：80人

②総合計画審議会が取りまとめた基本計画中間報告と区別計画（行政試案）を公表しながら、これに対する意見・提言を伺うために次の事業を実施した。寄せられた意見・提言は、全体で約770件である。

○公開シンポジウム／総合計画審議会実施

時 期	テーマ	参加者数等
平成9年 9月27日	市民と行政のパートナーシップ	136人
平成9年 9月27日	ランドデザイン	131人

○市民参画／市実施

時 期	名称・概要	参加者数等
平成9年 8月 1日 ～9月30日	絵画・コンピュータグラフィックス募集 ◇基本構想に掲げる都市像のイメージの表現をいただいた。 ◇併せて都市像の実現に向けて市民・行政がなすべき取組みについても、意見・提言をいただいた。	対象：市内全世帯 応募数：40点
平成9年8月29日 ～9月30日	新基本計画策定各界各層・有識者調査 ◇自由記述方式で実施。	対象： 314団体・305人 回答： 68団体・42人
平成9年 9月 1日 ～30日	市民意見募集 ◇公表用冊子を全世帯に配付。 ◇視覚障害者向け冊子を配付。 ◇ホームページ掲載。	対象：市内全世帯 回答者：227人
平成9年 9月 1日 ～30日	市政モニター意見募集 ◇自由記述方式で実施。	対象：100人 回答者：77人
平成9年10月 6日 ～11月 1日	新基本計画策定区民フォーラム ◇区・総合支所各1回、計7回開催。 ◇新総合計画策定市政懇談会での意見・提言も紹介しながら実施。	参加者：延596人

仙台市総合計画審議会条例

[昭和 60 年 12 月 19 日 仙台市条例第 28 号]

(設置)

第 1 条 本市に仙台市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

1) 学識経験者

2) 市議会議員

3 委員は、答申が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第 6 条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を統括する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市総合計画策定本部設置要綱

[平成7年10月23日 市長決裁]

(目的及び設置)

第1条 仙台市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るため、仙台市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、総合計画の策定に関する事務を行う。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもってこれに充てる。
- 3 副本部長は、助役及び収入役をもってこれに充てる。
- 4 本部員は、別記第1に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部における事務を総括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、本部の会議を召集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 本部の会議に付すべき事項を事前に協議するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長は、企画局次長をもってこれに充てる。
- 4 幹事は、別記第2に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の会議を召集し、主宰する。
- 6 幹事長は、必要と認める事項について具体的に検討させるため、幹事会に検討委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画局企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月23日から施行する。

附 則（平成8年3月29日改定）

この要綱は，平成8年4月1日から施行する。

*別記1は省略（公営企業管理者，局長及び区長をもって充てた。）

*別記2は省略（次長，副局長をもって充てた。）